

条文索引

* 条文右側に記載の条番号は、韓国商標審査基準の対応条番号を示す。

商標法

第1章 総則

第1条 (目的) 3条

この法律は、商標を保護することにより、商標使用者の業務上の信用維持を図り、産業の発達に資するとともに、需要者の利益を保護することを目的とする。

第2条 (定義)

1 この法律において用いられる用語の定義は、次のとおりとする。 4条

一 “商標”とは、商品を生産・加工・証明又は販売することを業として営む者が自己の業務に係る商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各目のいずれかに該当するもの（以下“標章”という。）をいう。

イ 記号・文字・図形・立体的形状・色彩・ホログラム・動作又はこれらを結合したもの

ロ その他、視覚的に認識し得るもの

二 “サービス標”とは、サービス業を営む者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別されるようにするために使用する標章をいう。 48条

三 “団体標章”とは、商品を生産・製造・加工・証明若しくは販売すること等を業として営む者又はサービス業を営む者が共同で設立した法人が直接使用し、又はその監督下にある所属団体をして自己の営業に係る商品若しくはサービス業に使用させるための標章をいう。 49条

三の二 “地理的表示”とは、商品の特定品質・名声又はその他の特性が本質的に特定地域から始まった場合に、その地域において生産・製造又は加工された商品であることを示す表示をいう。

三の三 “同音異義語地理的表示”とは、同一の商品に対する地理的表示において、他人の地理的表示と発音は同一であるが、該当地域が異なる地理的表示をいう。

三の四 “地理的表示団体標章”とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造若しくは加工することを業として営む者のみにより構成された法人が直接使用し、又はその監督下にある所属団体をして自己の営業に係る商品に使用させるための団体標章をいう。 49条

四 “業務標章”とは、営利を目的としない業務を営む者がその業務を表象するために使用する標章をいう。 50条

五 “登録商標”とは、商標登録を受けた商標をいう。

六 “商標の使用”とは、次の各目の一に該当する行為をいう。

イ 商品又は商品の包装に商標を表示する行為

ロ 商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡し若しくは引渡し、又はその目的で展示・輸出・若しくは輸入する行為

ハ 商品に係る広告・定価表・取引書類・看板若しくは標札に商標を表示し、展示し、又は頒布する行為

2 第1項第6号イ目からハ目までの規定による商品、商品の包装、広告、看板又は標札に商標を表示する行為には、商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状にすることを含む。

3 サービス標・団体標章及び業務標章に関しては、この法律で特別に規定したものを除き、この法律中の商標に関する規定を適用する。

第3条 (商標登録を受けることができる者) 5条

国内において商標を使用する者又は使用しようとする者は、自己の商標の登録を受けることができる。ただし、特許庁の職員及び特許審判院の職員は、相続又は遺贈の場合を除き、在職中に商標の登録を受けることができない。

第3条の2 (団体標章の登録を受けることができる者) 5条

商品を生産・製造・加工・証明又は販売すること等を業として営む者やサービス業を営む者が共同で設立した法人（地理的表示団体標章の場合には、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者のみにより構成された法人に限る。）は、自己の団体標章の登録を受けることができる。

第4条（業務標章の登録を受けることができる者）

5条

国内において営利を目的としない業務を営む者は、自己の業務標章の登録を受けることができる。

第5条（「特許法」の準用）

「特許法」第3条から第26条まで及び第28条から第28条の5までの規定は、商標についてこれを準用する。この場合、同法第3条第2項中“審判”とあるのは“商標登録異議申立て・審判”と、同法第4条中“出願審査の請求人”とあるのは“商標登録異議申立人”と、同法第6条、第11条第1項第4号及び第17条本文中“第132条の3”とあるのはそれぞれ“第70条の2又は第70条の3”と、同法第15条第1項中“第132条の3”とあるのは“第26条の規定による商標登録異議の申立ての理由等の補正期間、第70条の2又は第70条の3”と、同法第28条第2項ただし書中“特許権及び特許”とあるのは“商標権及び商標”と、“「特許協力条約」第2条(vii)”とあるのは“「標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書」（以下“議定書”という。）第2条(2)”と読み替える。

第2章 商標登録要件及び商標登録出願

第6条（商標登録の要件）

13条

- 1 次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。
 - 一 その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 6条
 - 二 その商品について慣用する商標 7条
 - 三 その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状（包装の形状を含む。）・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 8条
 - 四 顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標 9条
 - 五 ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 10条
 - 六 簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 11条
 - 七 第1号から第6号までのほか、需要者が何人の業務に関連した商品を表示するものであるかを識別することができない商標 12条
- 2 第1項第3号から第6号までに該当する商標であっても、第9条の規定による商標登録出願の前に商標を使用した結果、需要者間でその商標が何人の業務に関連した商品を表示するのかが顕著に認識されているものは、その商標を使用した商品を指定商品（第10条第1項及び第47条第2項第3号の規定により指定した商品及び追加指定した商品をいう。以下同じ。）として商標登録を受けることができる。 14条
- 3 第1項第3号（産地に限る。）又は第4号の規定に該当する標章であっても、その標章が特定商品についての地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品として地理的表示団体標章登録を受けることができる。 8条

第7条（商標登録を受けることができない商標）

- 1 次の各号のいずれかに該当する商標は、第6条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。
 - 一 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、大韓民国若しくは公共機関の監督用や証明用印章若しくは記号と同一又はこれと類似な商標 15条
 - 一之二 「工業所有権の保護に関するパリ条約」（以下“パリ条約”という。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は「商標法条約」の締約国（以下この項において“同盟国等”という。）の国旗と同一又はこれと類似な商標 15条
 - 一之三 国際赤十字、国際オリンピック委員会又は著名な国際機関の名称、略称、標章と同一又は類似の商標。ただし、国際赤十字、国際オリンピック委員会又は著名な国際機関が自己の名称、略称又は標章を商標登録出願したときには、この限りでない。 15条
 - 一之四 パリ条約第6条の3により世界的所有権機関から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章又は同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一又は類似の商標。ただし、同盟国又は同盟国等が加入した政府間国際機関が自己の名称・略称（同盟国等が加盟した政府間国際機関に限る。）、標章を商標登録出願したときには、この限りでない。 15条
 - 一之五 パリ条約第6条の3により世界的所有権機関から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等又はその公共機関の監督用や証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一又は類似の商品に関して使用するもの 15条
 - 二 国家・人種・民族・公共団体・宗教若しくは著名な故人との関係を虚偽に表示し、これらを誹謗若しくは侮辱し、又はこれらについて悪い評判を受けさせるおそれがある商標 16条
 - 三 国家・公共団体若しくはこれらの機関と公益法人の営利を目的としない業務又は営利を目的としない公益事業を表示する標章であって、著名なものと同一又は類似の商標。ただし、国家・公

- 共団体若しくはこれらの機関と公益法人又は公益事業体において自己の標章を商標登録出願したときには、この限りでない。
- 四 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合に、需要者に与える意味と内容等が一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反し、又は公共の秩序を害するおそれがある商標 18条
- 五 政府が開催し、若しくは政府の承認を得て開催する博覧会、又は外国政府が開催し、若しくは外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一又は類似の標章がある商標。ただし、その賞牌・賞状又は褒章を受けた者が当該博覧会において受賞した商品に関し商標の一部としてその標章を使用するときには、この限りでない。 19条
- 六 著名な他人の姓名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を得た場合には、この限りでない。 20条
- 七 先出願による他人の登録商標（地理的表示登録団体標章を除く。）と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標 21条
- 七の二 先出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一な商品に使用する商標 21条
- 八 商標権が消滅した日（商標登録を無効とするという審決があった場合には、審決確定の日をいう。）から1年を経過していない他人の登録商標（地理的表示登録団体標章を除く。）と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標 22条
- 八の二 地理的表示団体標章権が消滅した日（団体標章登録を無効とするという審決があった場合には、審決確定の日をいう。）から1年を経過していない他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一な商品に使用する商標 22条
- 九 他人の商品を表示するものと需要者間で顕著に認識されている商標（地理的表示を除く。）と同一又は類似の商標であって、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する商標 23条
- 九の二 特定地域の商品を表示するものと需要者間で顕著に認識されている他人の地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同じ商品に使用する商標 23条
- 十 需要者間で顕著に認識されている他人の商品や営業と混同を惹き起こすおそれがある商標 24条
- 十一 商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標 25条
- 十二 国内又は外国の需要者間で特定人の商品を表示するものであると認識されている商標（地理的表示を除く。）と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその特定人に損害を加えようとする等、不正な目的をもって使用する商標 26条
- 十二の二 国内又は外国の需要者間で特定地域の商品を表示するものであると認識されている地理的表示と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとする等、不正な目的をもって使用する商標 26条
- 十三 商標登録を受けようとする商品若しくはその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみからなる、又は色彩若しくは色彩の組合せのみからなる商標 27条
- 十四 世界貿易機関加入国内のぶどう酒及び蒸溜酒の産地に関する地理的表示で構成され、又は同表示を含む商標であって、ぶどう酒、蒸溜酒又はこれと類似な商品に使用する商標。ただし、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品として、第9条第3項の規定による地理的表示団体標章登録出願をしたときには、この限りでない。 28条
- 十五 「種子産業法」第111条の規定により登録された品種名称と同一又は類似の商標であって、その品種名称と同一又は類似の商品について使用する商標 28条の2
- 十六 「農産物品質管理法」第8条又は「水産物品質管理法」第9条の規定により登録された他人の地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一であると認識されている商品に使用する商標 28条の3
- 十七 韓国が外国と二国間若しくは多国間で締結して発効した自由貿易協定により保護する他人の地理的表示と同一若しくは類似の商標、又はその地理的表示で構成され、若しくはその地理的表示を含む商標であって、当該地理的表示を使用する商品と同一又は同一であると認識されている商品に使用する商標 28条の4
- 2 第1項第6号、第9号、第9号の2及び第10号の規定に該当する商標であっても、商標登録出願時にこれに該当（商標登録出願人が当該規定の他人に該当するか否かに関する事項を除く）しないものについては、当該規定は、適用しない。 23条
- 3 第1項第7号、第7号の2及び第8号の2は、商標登録出願時にこれに該当するものについて適用する。ただし、商標登録出願人（以下“出願人”という）が当該規定の他人に該当するか否かに関しては、商標登録出願時を基準としない。
- 4 第1項第8号及び第8号の2は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 登録商標が、商標権が消滅した日から遡及して1年以上使用されていない場合
- 二 登録商標が、第1項第6号、第9号、第9号の2、第10号、第11号、第12号若しくは第12号の2、

- 第8条又は第73条第1項第7号の規定に違反したことを事由に無効又は取消しの審決が確定された後、その正当な出願人が商標登録出願した場合
- 三 登録商標に対する商標権の存続期間更新登録の申請がされないまま、第43条第2項ただし書による6ヶ月の期間が過ぎた後に商標登録出願した場合
- 四 第8条第5項及び同条第6項の規定により取消審判請求人が商標登録出願した場合
- 五 第8条第5項各号のいずれかに該当する場合であって、同項の規定により取消審判請求人が商標登録を受けることができる期間が過ぎた後に商標登録出願があった場合
- 5 第73条第1項第2号、第3号又は第5号から第12号までの規定に該当するということを理由に商標登録の取消審判が請求され、その請求の日以降に次の各号の一に該当することになったときには、商標権者及びその商標を使用した者は、その該当することになった日から3年が経過した後に商標登録出願をしなければ、消滅した登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品（地理的表示団体標章の場合は、同一又は同一と認識されている商品をいう。）について商標登録を受けることができない。
- 一 存続期間満了により商標権が消滅した場合
- 二 商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合
- 三 商標登録取消しの審決が確定した場合
- 6 第1項第7号の2、第8号の2及び第9号の2の規定は、同音異義語地理的表示団体標章相互間では、これを適用しない。

第8条（先出願）

29条

- 1 同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の商標について異なる日に二以上の商標登録出願があったときには、先に出願した者のみがその商標について商標登録を受けることができる。
- 2 同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の商標について同じ日に二以上の商標登録出願があったときには、出願人の協議によって定められた一の出願人のみがその商標に関して商標登録を受けることができる。協議が成立せず又は協議をすることができないときには、特許庁長が行う抽選によって決定された一の出願人のみが商標登録を受けることができる。
- 3 商標登録出願が放棄・取下げ若しくは無効とされたとき、又は商標登録拒絶決定若しくは審決が確定したときには、その商標登録出願は、第1項及び第2項の規定を適用するにあたっては、初めからなかったものとみなす。
- 4 特許庁長は、第2項の場合には、出願人に対し、期間を定めて、協議の結果を申告すべきことを命じ、その期間内に申告がなかったときには、第2項の規定による協議は成立しなかったものと見る。
- 5 第73条第1項第3号の規定に該当するということを理由に商標登録の取消審判が請求され、その請求の日以降に次の各号のいずれかに該当することになったときには、その該当することになった日（第3号の場合、商標登録取消しの審決に対して訴が提起された後、訴の取下げ又は上告取下げによりその商標登録取消しの審決が確定したときには、その取下げの日をいう。）から6ヶ月の間は、取消審判請求人のみが商標登録出願をして、消滅した登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品について商標登録を受けることができる。
- 一 第43条第2項ただし書の期間が経過した場合
- 二 商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合
- 三 商標登録取消しの審決が確定した場合
- 6 第73条第1項第3号に該当するということを理由に商標登録の取消審判が請求され、その請求の日以降に次の各号のいずれかに該当する商標登録出願があった場合には、取消審判請求人のみが商標登録を受けることができる。
- 一 商標権の存続期間満了により取消審判が請求された登録商標が消滅する場合において、第43条第2項ただし書の期間中に、その消滅した登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品について商標登録出願した場合
- 二 商標登録取消しの審決に対して訴えが提起された後、訴えの取下げ若しくは上告の取下げによりその商標登録取消しの審決が確定して、取消審判が請求された登録商標が消滅した場合において、その取消審決の確定の日から訴えの取下げの日又は上告の取下げの日までの期間中に、その消滅した登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品について商標登録出願した場合
- 7 第1項及び第2項の規定は、次の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。
- 一 同一（同一であると認識されている場合を含む。）でない商品について同一又は類似の標章で、二以上の地理的表示団体標章登録出願又は地理的表示団体標章登録出願と商標登録出願があった場合
- 二 互いに同音異義語地理的表示に該当する標章で、二以上の地理的表示団体標章登録出願があった場合

- 8 第5項の規定は、次の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。
- 一 消滅した地理的表示登録団体標章と同一又は類似の標章で、その指定商品と同一（同一であると認識されている場合を含む。）でない商品について商標登録出願をした場合
 - 二 消滅した地理的表示登録団体標章と互いに同音異義語地理的表示に該当する標章で、地理的表示団体標章登録出願をした場合

第9条（商標登録出願）

32条

- 1 商標登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 出願人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 二 出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 三 商標
 - 四 指定商品及びその類区分
 - 五 第20条第3項に規定された事項（優先権主張をしようとする場合に限り記載する。）
 - 六 削除
 - 七 その他、知識財産部令で定める事項
- 2 商標登録を受けようとする商標が立体的形状・色彩・ホログラム・動作又はその他視覚的に認識し得るものからなる商標である場合には、知識財産部令が定めるところによりその旨を出願書に記載しなければならない。
- 3 団体標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項のほか、大統領令が定める団体標章の使用に関する事項を定めた定款を添付した団体標章登録出願書を提出しなければならない。この場合、第2条第1項第3号の4の規定による地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、その旨を団体標章登録出願書に記載しなければならないが、第2条第1項第3号の2の規定による地理的表示の定義に合致することを立証できる大統領令が定める書類をともに提出しなければならない。
- 4 業務標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項のほか、その業務の経営事実を立証する書面を添付した業務標章登録出願書を提出しなければならない。

50条の2

第9条の2（出願日の認定等）

32条

- 1 特許庁長は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合を除き、その商標登録出願に関する出願書が特許庁に到達された日を商標登録出願の日と認定しなければならない。
 - 一 商標登録をしようとする旨の表示が明確でない場合
 - 二 出願人の姓名若しくは名称の記載がない、又はその記載が出願人を特定できない程度に明確でない場合
 - 三 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標の記載がない、又はその記載が商標として認識できない程度に鮮明でない場合
 - 四 指定商品の記載がない場合
 - 五 韓国語で記載されていない場合
- 2 特許庁長は、商標登録出願が第1項各号の一に該当する場合には、商標登録を受けようとする者に対し、相当な期間を定めて、商標登録出願について補完すべきことを命じなければならない。
- 3 第2項の規定による補完の命令に従い商標登録出願について補完する場合には、手続の補完に関する書面（以下“手続補完書”という。）を提出しなければならない。
- 4 特許庁長は、第2項の規定による補完の命令を受けた者が指定期間以内にその補完をした場合には、その手続補完書が特許庁に到達した日を商標登録出願の日と認定しなければならない。
- 5 特許庁長は、第2項の規定による補完の命令を受けた者が指定期間以内にその補完をしなかった場合には、当該商標登録出願は、不適合な出願としてこれを返戻することができる。

第10条（一商標一出願）

30, 31条

- 1 商標登録出願をしようとする者は、知識経済部令が定める商品類区分上、一類区分以上の商品を指定して、商標ごとに出願しなければならない。この場合、知識経済部令が定めるところにより、一の出願の願書に商品とサービス業を同時に指定することができる。
- 2 第1項による各商品類区分に属する具体的な商品は、特許庁長が定めて告示する。
- 3 第1項の規定による商品類区分は、商品の類似範囲を定めるものではない。

第11条

削除

第12条（出願の承継及び分割移転等）

33条

- 1 商標登録出願の承継は、相続その他一般承継の場合を除き、出願人の変更の申告をしなければ、

その効力が発生しない。

- 2 商標登録出願は、その指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品はともに移転しなければならない。
- 3 削除
- 4 商標登録出願の相続その他一般承継があった場合には、承継人は、遅滞なくその旨を特許庁長に申告しなければならない。
- 5 商標登録出願が共有に係る場合には、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。
- 6 第2項の規定により分割して移転された商標登録出願は、原商標登録出願をした時に出願したものとみなす。ただし、第20条第3項及び第4項又は第21条第2項の規定を適用するにあたっては、この限りでない。
- 7 業務標章登録出願は、これを譲渡することができない。ただし、その業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。
- 8 第7条第1項第1号の3ただし書、第1号の4ただし書及び第3号ただし書による商標登録出願は、譲渡することができない。ただし、第7条第1項第1号の3、第1号の4及び第3号の名称、略称又は標章と関連した業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。
- 9 団体標章登録出願は、これを移転することができない。ただし、法人の合併の場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

第13条（手続の補正）

特許庁長又は特許審判院長は、商標に関する出願・請求その他の手続が次の各号の一に該当する場合には、期間を定めて、補正を命じなければならない。

- 一 第5条の規定により準用される「特許法」第3条第1項又は同法第6条の規定に違反した場合
- 二 この法律又はこの法律による命令が定める方式に違反した場合
- 三 第37条の規定により納付すべき手数料を納付しなかった場合

第14条（出願公告決定前の補正）

34条

- 1 出願人は、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内で、第15条の場合を除き、その商標登録出願に関する指定商品及び商標を補正することができる。
- 2 第1項による補正は、商標登録決定及び商標登録拒絶決定のいずれかに該当する決定（以下“商標登録可否の決定”という。）の通知書が送達された後には、することができない。ただし、第70条の2による拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内に、又は第81条により準用される第23条第2項、第46条の4第2項若しくは第48条第2項による意見書の提出期間内に補正することができる。

第15条（出願公告決定後の補正）

35条

出願人は、第24条の規定による出願公告決定の謄本の送達後に、第23条第2項及び第48条第2項の規定による拒絶理由の通知を受けたとき、第25条の規定による商標登録異議の申立てがあったとき、又は第23条第1項の規定による商標登録拒絶決定及び第48条第1項の規定による指定商品の追加登録拒絶決定を受けて第70条の規定による拒絶決定に対する審判を請求したときには、次の各号の一に該当する期間以内に、その拒絶の理由若しくは異議申立ての理由又は商標登録拒絶決定及び指定商品の追加登録拒絶決定の理由に示された事項に関して、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内で指定商品及び商標を補正することができる。

- 一 第23条第2項又は第48条第2項の規定による意見書の提出期間
- 二 第27条第1項の規定による答弁書の提出期間
- 三 第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判請求日から30日

第16条（出願の要旨の変更）

36条

- 1 第14条又は第15条の規定による補正が次の各号の一に該当する場合には、商標登録出願の要旨を変更していないものとみなす。
 - 一 指定商品の範囲の減縮
 - 二 誤記の訂正
 - 三 不明瞭な記載の釈明
 - 四 商標の付記的な部分の削除
- 2 出願公告決定謄本の送達前にした商標登録出願についての商標又は指定商品の補正が要旨を変更するものとして商標権の設定の登録があった後に認定されたときには、その商標登録出願は、その補正書を提出した時に商標登録出願したものとみなす。
- 3 出願公告決定謄本の送達後にした商標登録出願に係る商標又は指定商品の補正が第15条の規定に

違反したものとして商標権の設定の登録があった後に認定されたときには、その商標登録出願は、その補正をしなかった商標登録出願について商標権が設定登録されたものとみなす。

第17条（補正の却下）

37条

- 1 審査官は、商標登録出願について第14条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときには、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- 2 審査官は、第1項の規定による却下の決定があったときには、当該決定謄本の送達があった日から30日を経過するときまでは、当該商標登録出願に対する商標登録可否の決定をしてはならず、出願公告することを決定する前に第1項の規定による却下決定があったときには、出願公告の決定もしてはならない。
- 3 審査官は、出願人が第1項の規定による却下の決定に対し第70条の3の規定による補正却下決定に対する審判を請求したときには、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。
- 4 審査官は、商標登録出願について第15条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときには、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- 5 第1項及び第4項の規定による却下の決定は、書面をもってしなければならないが、かつ、その理由を付さなければならない。
- 6 第4項の規定による却下の決定に対しては、不服することができない。ただし、第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判を請求する場合には、この限りでない。

第17条の2（修正定款の提出）

49条

団体標章登録出願人は、第9条第3項に規定された定款の修正が必要なときには、第14条第2項又は第15条の規定による期間以内に、特許庁長に修正定款を提出することができる。

第18条（出願の分割）

38条

- 1 出願人は、二以上の商品を指定商品として商標登録出願した場合には、第14条及び第15条の規定による補正をすることができる期間内に、二以上の商標登録出願に分割することができる。
- 2 第1項の規定により分割された商標登録出願（以下“分割出願”という。）がある場合、その分割出願は、最初に商標登録出願をした時に提出したものと同様とする。ただし、第20条第3項若しくは第4項又は第21条第2項の規定を適用するにあたっては、この限りでない。

第19条（出願の変更）

39条

- 1 次の各号のいずれかに該当する出願をした出願人は、これを次の各号のいずれかに該当する他の出願に変更することができる。
 - 一 商標登録出願
 - 二 サービス標登録出願
 - 三 団体標章登録出願（地理的表示団体標章登録出願を除く）
- 2 指定商品の追加登録出願をした出願人は、商標登録出願に変更することができる。ただし、指定商品の追加登録出願の基礎となった登録商標について無効の審判若しくは取消しの審判が請求され、又はその登録商標が無効の審判、取消しの審判等により消滅した場合には、この限りでない。
- 3 第1項及び第2項により変更された出願（以下“変更出願”という）があった場合、その変更出願は、最初に第1項各号又は第2項の出願をした時に提出したものと同様とする。ただし、第20条第3項、第4項又は第21条第2項を適用する場合には、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項による出願の変更は、最初にした第1項各号又は第2項の出願に対する登録可否の決定又は審決が確定された後には、することができない。
- 5 変更出願があった場合には、最初にした第1項各号又は第2項の出願は、取り下げたものとみなす。

第20条（条約による優先権の主張）

40条の2

- 1 条約及びこれに準ずるもの（以下“条約”という。）により大韓民国国民に対して商標登録出願について優先権を認定する当事国国民がその当事国又は他の当事国に商標登録出願をした後、同一の商標を大韓民国に商標登録出願して優先権を主張するときには、第8条の規定を適用するにあたり、その当事国に出願した日を大韓民国に商標登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に対して商標登録出願について優先権を認定する当事国に商標登録出願した後、同一の商標を大韓民国に商標登録出願した場合にも、また同様とする。
- 2 第1項の規定により優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願の日から6月以内に出願しなければならないが、これを主張することができない。
- 3 第1項の規定により優先権を主張しようとする者は、商標登録出願の際、商標登録出願書に、その旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。
- 4 第3項の規定により優先権を主張した者は、最初に出願した国家の政府が認定する商標登録出願の

年月日を記載した書面・商標及び指定商品の謄本を、商標登録出願の日から3月以内に、特許庁長に提出しなければならない。

- 5 第3項の規定により優先権を主張した者が第4項の期間内に同項に規定した書類を提出しなかった場合には、その優先権の主張は効力を喪失する。

第21条（出願時の特例）

40条

- 1 商標登録を受けることができる者が次の各号の一の博覧会に出品した商品に使用した商標をその出品した日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をした場合には、当該商標登録出願は、その出品をした時に出願したものとみなす。
 - 一 政府又は地方自治団体が開催する博覧会
 - 二 政府又は地方自治団体の承認を得た者が開催する博覧会
 - 三 政府の承認を得て国外で開催する博覧会
 - 四 条約の当事国領域内でその政府若しくはその政府から承認を得た者が開催する国際博覧会
- 2 第1項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出し、これを証明できる書類を商標登録出願の日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第3章 審査

第22条（審査官による審査）

41条

- 1 特許庁長は、審査官をして商標登録出願及び商標登録の異議申立てを審査せしめる。
- 2 審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- 3 何人も、その商標登録出願が第23条第1項各号の一に該当すると認定する場合には、その情報を証拠とともに特許庁長に提供することができる。

第22条の2（専門調査機関に対する商標検索の依頼等）

- 1 特許庁長は、商標登録出願の審査にあたって必要であると認定する場合には、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる。
- 2 特許庁長は、商標登録出願の審査に関して必要であると認定する場合には、関係行政機関、商標に関する知識と経験が豊富な者又は関係人に協力を要請し、又は意見を聴くことができる。
- 3 特許庁長は、「農産物品質管理法」又は「水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合、地理的表示の該当可否について、農林水産食品部長官の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の規定による専門調査機関の指定基準及び商標検索等の依頼に関して必要な事項は、大統領令で定める

第22条の3（専門調査機関の指定の取消し等）

- 1 特許庁長は、第22条の2第1項の規定による専門調査機関が、第1号に該当する場合には専門調査機関の指定を取り消さなければならないが、第2号に対当する場合にはその指定を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。
 - 一 虚偽その他の不正な方法で専門調査機関の指定を受けた場合
 - 二 第22条の2第4項の規定による指定基準に適合しなくなった場合
- 2 特許庁長は、第1項の規定により専門調査機関の指定を取り消そうとするときには、聴聞を実施しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定の取消し及び業務停止の基準その他必要な事項は、知識経済部令で定める。

第22条の4（審査の順位及び優先審査）

- 1 商標登録出願についての審査は、出願の順による。
- 2 特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する商標登録出願については、第1項にかかわらず、審査官が他の商標登録出願に優先して審査するようにすることができる。
 - 一 商標登録出願後、出願人でない者が正当な事由なく業として商標登録出願された商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用していると認定される場合
 - 二 商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用している等、大統領令により定める商標登録出願であって、緊急な処理が必要であると認定される場合

40条の3

第23条（商標登録拒絶決定及び拒絶理由の通知）

42条

- 1 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その商標登録出願について商標登録拒絶決定をしなければならない。
 - 一 第3条ただし書、第6条から第8条まで、第10条第1項、第12条第2項後段、第5項、第7項から第

9項まで又は第5条の規定により準用される「特許法」第25条の規定により商標登録をすることができない場合

二 条約の規定に違反した場合

三 条約当事国に登録された商標又はこれと類似の商標であって、その商標に関する権利を有する者の代理人若しくは代表者又は商標登録出願日前1年以内に代理人若しくは代表者であった者が商標に関する権利を有する者の同意を得ない等、正当な理由なく、その商標の指定商品と同一又はこれと類似の商品を指定商品として商標登録出願をした場合。ただし、その権利者から商標登録異議の申立てがあった場合又は第22条第3項の規定による情報提出があった場合に限る。

四 第2条第1項第1号から第4号までの規定による標章の定義に合致しない、又は地理的表示団体標章の場合にその地理的表示と標章が同項第3号の2及び第3号の4の規定による地理的表示と標章の定義に合致しない場合

五 地理的表示団体標章登録出願において、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者に対し、定款によって団体の加入を禁止し、又は定款に充足することが困難な加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容していない場合 50条の2

六 第9条第3項の規定による定款に、大統領令が定める団体標章の使用に関する事項の全部又は一部の記載がない場合 50条の2

2 審査官は、第1項の規定により商標登録拒絶決定をしようとするときには、その出願人に対し、拒絶の理由を通知し、期間を定めて、意見書を提出することができる機会を与えなければならない。この場合、二以上の指定商品の一部又は全部に拒絶理由があるときには、審査官は、その該当する指定商品別に拒絶の理由と根拠を具体的に明らかにしなければならない。

第24条（出願公告）

43条

1 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見することができないときには、出願公告決定をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、出願公告決定を省略することができる。

一 出願公告決定の謄本が出願人に送達された後に、その出願人が出願公告された商標登録出願を第18条の規定により二以上の商標登録出願に分割した場合において、その分割出願について拒絶の理由を発見することができないとき

二 商標登録出願の拒絶決定に対して取消しの審決があった場合において、当該商標登録出願について既に出願公告された事実があり、他の拒絶理由を発見することができないとき

2 特許庁長は、第1項の規定による決定があったときには、その決定の謄本を出願人に送達し、その商標登録出願に関して商標公報に掲載して、出願公告をしなければならない。

3 特許庁長は、出願公告があった日から2ヶ月間、商標登録出願書類及びその付属書類を特許庁において公衆の閲覧に供しなければならない。

第24条の2（損失補償請求権）

1 出願人は、第24条第2項（第49条第3項及び第81条第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定による出願公告があった後、当該商標登録出願に関する指定商品と同一又はこれと類似の商品について当該商標登録出願に係る商標と同一又はこれと類似の商標を使用する者に対し、書面をもって警告をすることができる。ただし、出願人が当該商標登録出願の写しを提示した場合には、出願公告前であっても、書面をもって警告をすることができる。

2 第1項の規定により警告をした出願人は、警告後商標権を設定登録するまでの期間に発生した当該商標の使用に関する業務上の損失に相当する補償金の支給を請求することができる。

3 第2項の規定による請求権は、当該商標登録出願に対する商標権の設定の登録があった後でなければ、これを行使することができない。

4 第2項の規定による請求権の行使は、商標権の行使に影響を及ぼさない。

5 第52条、第66条、第69条及び第70条並びに「民法」第760条及び第766条の規定は、第2項の規定による請求権を行使する場合にこれを準用する。この場合、「民法」第766条第1項中“被害者又はその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”とあるのは“当該商標権の設定の登録の日”と読み替える。

6 商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による請求権は最初から発生しなかったものとみなす。

一 商標登録出願が放棄・取下げ又は無効とされたとき

二 商標登録出願に対する商標登録拒絶決定が確定したとき

三 第71条の規定により商標登録を無効とするという審決（同条第1項第4号から第6号までの規定による場合を除く。）が確定したとき

第24条の3（職権による補正等）

31条の2

- 1 審査官は、出願公告の決定をするときに、商標登録出願書に記載された指定商品又はその類区分に明白に誤って記載された内容があれば、職権で、補正（以下“職権補正”という。）することができる。
- 2 第1項により審査官が職権補正をしようとするときには、第24条第2項による出願公告決定の謄本の送達とともに、その職権補正事項を出願人に知らせなければならない。
- 3 出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができなければ、第24条第3項による出願公告期間までに、その職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。
- 4 出願人が第3項により意見書を提出した場合、当該職権補正事項の全部又は一部は、初めからなかったものとみなす。
- 5 明白に誤って記載されたものでない事項について職権補正がなされた場合、その職権補正は、初めからなかったものとみなす。

第25条（商標登録異議の申立て）

44条

- 1 出願公告があったときには、何人も、出願公告日から2ヶ月以内に、第23条第1項各号並びに第48条第1項第2号及び第4号のいずれかに該当するというを理由として、特許庁長に、商標登録異議の申立てをすることができる。
- 2 商標登録異議の申立てをしようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録異議申立書に必要な証拠を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 商標登録異議申立人の姓名と住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 一 二 代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地（代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 二 商標登録異議の申立ての対象
 - 三 削除
 - 四 商標登録異議の申立事項
 - 五 商標登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

第26条（商標登録異議の申立ての理由等の補正）

第25条第1項の規定により商標登録異議の申立てをした者（以下“異議申立人”という。）は、商標登録異議申立期間の経過後30日以内に、商標登録異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。

第27条（商標登録異議の申立てに対する決定）

45条

- 1 審査官は、商標登録異議の申立てがあったときには、商標登録異議申立書の副本を出願人に送達し、期間を定めて、答弁書を提出できる機会を与えなければならない。
- 2 審査官は、第26条の規定による期間及び第1項の規定による期間の経過後に、商標登録異議の申立てについて決定をしなければならない。
- 3 異議申立人がその理由や証拠を提出しなかった場合には、第1項の規定にかかわらず、第26条の規定による期間経過後に、決定をもって商標登録異議の申立てを却下することができる。
- 4 商標登録異議の申立てに対する決定は、書面をもって行わなければならない。かつ、その理由を付さなければならない。
- 5 特許庁長は、第2項の決定があったときには、その決定の謄本を出願人及び異議申立人に送達しなければならない。
- 6 商標登録異議の申立てについての決定に対しては、不服することができない。
- 7 第4項の規定により決定の理由を付すにあたり、二以上の指定商品に対する決定の理由が異なる場合には、商品ごとに決定の理由を付さなければならない。

第28条（商標登録出願公告後の職権による商標登録拒絶決定）

- 1 審査官は、出願公告後に拒絶理由を発見した場合、職権により、第23条の規定による商標登録拒絶決定をすることができる。
- 2 第1項の規定により商標登録拒絶決定をする場合には、第25条の規定による商標登録異議の申立てがあっても、その商標登録異議の申立てに対しては決定をしない。
- 3 特許庁長は、第1項の規定により商標登録拒絶決定をした場合には、異議申立人に対し、商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。

第29条（商標登録異議の申立ての競合）

- 1 審査官は、二以上の商標登録異議の申立てについて審査又は決定を併合し、又は分離することができる。
- 2 審査官は、二以上の商標登録異議の申立てがあった場合に、そのうちいずれか一の商標登録異議の申立てに対して審査した結果、その異議申立ての理由があると認定したときには、他の商標登録

異議の申立てに対しては決定をしないことができる。

- 3 特許庁長は、第2項の規定により商標登録異議の申立てに対する決定をしなかった異議申立人に対しても、商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。

第30条（商標登録決定）

審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見できないときには、商標登録の決定をしなければならない。

第31条（商標登録可否の決定の方式）

- 1 商標登録可否の決定は、書面をもって行わなければならないが、かつ、その理由を付さなければならない。
- 2 特許庁長は、商標登録可否の決定があった場合には、その決定の謄本を出願人に送達しなければならない。

第32条（審査又は訴訟手続の中止）

51条

- 1 商標登録出願の審査にあたって必要ときには、審決が確定するときまで又は訴訟手続が完了するときまで、その商標登録出願の審査の手続を中止することができる。
- 2 法院は、訴訟において必要ときには、商標登録可否の決定が確定するまで、その訴訟の手続を中止することができる。

第33条（「特許法」等の準用）

特許法第142条、第148条第1号から第5号まで及び第7号及び同法第157条並びに「民事訴訟法」第143条、第299条及び第367条の規定は、商標登録出願の審査についてこれを準用する。この場合、「特許法」第148条第1号から第3号まで及び第5号中“当事者又は参加人”とあるのはそれぞれ“当事者・参加人又は商標登録異議申立人”と、同条第6号中“特許可否の決定”とあるのは“商標登録可否の決定・商標登録異議の申立てに対する決定”と読み替える。

第4章 商標登録料及び商標登録等

第34条（商標登録料）

- 1 商標権の設定の登録、指定商品の追加の登録又は商標権の存続期間更新の登録を受けようとする者は、商標登録料を納付しなければならない。この場合、商標権の設定の登録又は存続期間の更新登録を受けようとする者は、商標登録料を2回に分割して納付することができる。
- 2 利害関係人は、第1項による商標登録料を納付すべき者の意思にかかわらず、商標登録料を納付することができる。
- 3 第1項による商標登録料、その納付方法、納付期間及び分割納付等に関して必要な事項は、知識経済部令で定める。

第35条（商標登録料の納付期間延長）

特許庁長は、第34条第3項の規定による商標登録料の納付期間を、請求により、30日の期間以内で延長することができる。

第36条（商標登録料の未納による出願又は申請の放棄）

第34条第3項及び第35条による納付期間に当該商標登録料（第34条第1項後段により分割納付する場合には、1回目の商標登録料をいう。）を納付しなかったとき（納付期間が満了したとしても、第36条の2により補填を命じた場合にはその補填期間以内に補填しなかったときを、第36条の3に該当する場合にはその該当期間以内に納付しなかったときをいう。）には、商標登録出願や指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間の更新登録の申請は、放棄したものとみなす。

第36条の2（商標登録料の補填）

- 1 特許庁長は、商標権の設定の登録、指定商品の追加登録又は商標権の存続期間の更新登録を受けようとする者が第34条第3項又は第35条による納付期間に商標登録料の一部を納付しなかった場合に、商標登録料の補填を命じなければならない。
- 2 第1項の規定により補填の命令を受けた者は、その補填の命令を受けた日から1月以内に商標登録料を補填することができる。
- 3 第2項の規定により商標登録料を補填する者は、第34条第3項又は第35条の規定による納付期間を経過して商標登録料を補填する場合に、納付しなかった金額の2倍の範囲で、知識経済部令により定める金額を納付しなければならない。

第36条の3（商標登録料納付又は補填による商標登録出願の回復等）

- 1 商標登録出願若しくは指定商品の追加登録出願の出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請の

申請人又は商標権者が責めに帰することができない事由により第34条第3項又は第35条による納付期間以内に商標登録料を納付しなかった場合又は第36条の2第2項による補填期間以内に補填しなかった場合には、その事由が終了した日から14日以内に、その商標登録料を納付し、又は補填することができる。ただし、納付期間の満了の日又は補填期間の満了の日のいずれか遅い日から6ヶ月が過ぎたときには、この限りでない。

- 2 第1項により商標登録料を納付又は補填した者（第34条第1項後段により分割納付する場合には、1回目の商標登録料を納付又は補填した者をいう。）は、第36条にかかわらず、その商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間の更新登録の申請を放棄しなかったものとみなす。
- 3 第2項の規定により商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復した場合には、その商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の効力は、第34条第3項又は第35条の規定による納付期間が経過した後、商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復する前にその商標と同一又はこれと類似の商標をその指定商品と同一又はこれと類似の商品に使用した行為には、及ばない。

第37条（手数料）

- 1 商標に関する出願・請求その他の手続を踏む者は、手数料を納付しなければならない。ただし、第71条第1項及び第72条第1項の規定により審査官が請求する無効審判に関する手数料は、この限りでない。
- 2 第1項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、知識財産部令で定める。
- 3 第43条第2項ただし書による期間に商標権の存続期間の更新登録の申請をしようとする者は、第2項による手数料に知識経済部令により定める金額を加えて納付しなければならない。

第38条（商標登録料等の返還）

- 1 納付された商標登録料及び手数料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者の請求により返還する。
 - 一 商標登録料及び手数料が誤って納付された場合
 - 二 商標登録出願（分割出願、変更出願、分割出願又は変更出願の基礎となった商標登録出願、優先審査の申請があった出願及び第86条の14第1項によりこの法による商標登録出願とみなす国際商標登録出願は除く。）後1ヶ月以内に該当商標登録出願を取り下げ又は放棄した場合、既に納付された手数料のうち商標登録出願料及び商標登録出願の優先権主張申請料
- 2 特許庁長は、納付された商標登録料及び手数料が第1項各号のいずれかに該当する場合には、これを納付した者に通知しなければならない。
- 3 第1項各号外の部分ただし書による商標登録料及び手数料の返還のための請求は、第2項の規定による通知を受けた日から3年を経過したときには、することができない。

第39条（商標原簿）

- 1 特許庁長は、特許庁に商標原簿を備置し、次の各号の事項を登録する。
 - 一 商標権の設定・移転・変更・消滅・回復・存続期間の更新・第46条の2の規定による商品分類の書換・指定商品の追加又は処分の制限
 - 二 専用使用権又は通常使用権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限
 - 三 商標権・専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限
- 2 第1項の規定による商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等により作成することができる。
- 3 第1項及び第2項に規定されたもののほか、登録事項及び登録手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第40条（商標登録証の交付）

- 1 特許庁長は、商標権の設定の登録をしたときには、商標権者に対し、商標登録証を交付しなければならない。
- 2 特許庁長は、商標登録証が商標原簿と符合しないときには、申請により又は職権で、商標登録証を回収して訂正交付し、又は新たな商標登録証を交付しなければならない。

第5章 商標権

第41条（商標権の設定の登録）

- 1 商標権は設定の登録によって発生する。
- 2 特許庁長は、第34条第1項又は第35条により商標登録料（第34条第1項後段により分割納付する場合には、1回目の商標登録料をいう。以下、この項において同じ。）を納付したとき、第36条の2

第2項により商標登録料を補填したとき又は第36条の3第1項により商標登録料を納付し若しくは補填したときには、商標権を設定するための登録をしなければならない。

第42条（商標権の存続期間）

- 1 商標権の存続期間は、商標権の設定の登録があった日から10年とする。
- 2 商標権の存続期間は、商標権の存続期間の更新登録の申請により10年ずつ更新することができる。
- 3 第1項及び第2項にかかわらず、第34条第1項後段により商標登録料を分割納付する場合であって、同条第3項及び第35条による納付期間に2回目の商標登録料を納付しなかった場合（納付期間が満了したとしても、第36条の2により補填を命じた場合にはその補填期間以内に納付しなかった場合を、第36条の3に該当する場合にはその該当期間以内に納付しなかった場合をいう。）に、その商標権は、商標権の設定の登録の日又は存続期間の更新登録の日から5年が経つと消滅する。

第43条（商標権の存続期間の更新登録の申請）

- 1 第42条第2項により商標権の存続期間の更新登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記した商標権の存続期間更新登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 第9条第1項第1号、第2号、第4号及び第7号の事項
 - 二 登録商標の登録番号
 - 三 削除
- 2 商標権の存続期間更新登録申請書は、商標権の存続期間の満了前1年以内に提出しなければならない。ただし、この期間に商標権の存続期間の更新登録の申請をしなかった者は、商標権の存続期間が終わった後6ヶ月以内に商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができる。
- 3 商標権が共有に係る場合には、共有者全員が共同で商標権の存続期間の更新登録の申請をしなければならない。
- 4 第1項から第3項までに規定した事項のほか、商標権の存続期間の更新登録の申請に必要な事項は、知識経済部令で定める。

第44条

削除

第45条

削除

第46条（商標権の存続期間の更新登録の申請等の効力）

- 1 第43条第2項による期間に商標権の存続期間の更新登録の申請をすれば、商標権の存続期間が更新されたものとみなす。
- 2 商標権の存続期間の更新登録は、原登録の効力が終わる翌日から効力が発生する。

第46条の2（商品分類の書換登録の申請）

47条

- 1 法律第5355号商標法中改正法律の施行前に、従前の第10条第1項の規定による通商産業部令が定める商品類区分に従い商品を指定して、商標権の設定の登録・指定商品の追加登録又は商標権の存続期間の更新登録を受けた商標権者は、当該指定商品を知識財産部令が定める商品類区分に従い書き換えて（以下“商品分類書換”という。）登録を受けなければならない。ただし、法律第5355号商標法中改正法律第10条第1項の規定による通商産業部令が定める商品類区分に従い商品を指定して商標権の存続期間の更新登録を受けた者は、この限りでない。
- 2 第1項による商品分類の書換登録（以下“商品分類書換登録”という。）を受けようとする者は、次の各号の事項を記した商品分類書換登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 申請人の姓名及び住所（法人の場合、その名称及び営業所の所在地）
 - 二 代理人がある場合、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 三 登録商標の登録番号
 - 四 書換して登録を受けようとする指定商品及びその類区分
- 3 商品分類書換登録の申請は、商標権の存続期間の満了の日1年前から存続期間の満了後6月以内の期間にしなければならない。
- 4 商標権が共有に係る場合には、共有者全員が共同で商品分類書換登録を申請しなければならない。

第46条の3

削除

第46条の4（商品分類書換登録の拒絶の決定及び拒絶理由の通知）

47条

- 1 審査官は、商品分類書換登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その申請に対し

て商品分類書換登録の拒絶の決定をしなければならない。

- 一 商品分類書換登録の申請の指定商品を当該登録商標の指定商品でない商品とし、又は指定商品の範囲を実質的に拡張した場合
 - 二 商品分類書換登録の申請の指定商品が、知識財産部令が定める商品類区分に一致していない場合
 - 三 商品分類書換登録を申請した者が当該登録商標の商標権者でない場合
 - 四 第46条の2の規定による商品分類書換登録の申請の要件を備えていない場合
 - 五 商標権が消滅し、商標権の存続期間の更新登録の申請を放棄し若しくは取り下げ、又は存続期間の更新登録の申請が無効とされた場合
- 2 審査官は、第1項の規定により商品分類書換登録拒絶決定をしようとするときには、その申請人に対し、拒絶の理由を通知し、期間を定めて、意見書を提出できる機会を与えなければならない。

第46条の5（商品分類書換登録）

47条

特許庁長は、第49条第2項の規定により準用される第30条の規定による商品分類書換登録の決定があった場合には、指定商品の分類を書き換えて登録しなければならない。

第47条（指定商品の追加登録出願）

39条の2

- 1 商標権者又は出願人は、登録商標又は商標登録出願の指定商品を追加する指定商品の追加登録を受けることができる。この場合、追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間の満了の日は、その登録商標権の存続期間の満了の日とする。
- 2 第1項の規定による指定商品の追加登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した指定商品の追加登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 第9条第1項第1号、第2号、第5号及び第7号の事項
 - 二 登録商標の登録番号又は商標登録出願の出願番号
 - 三 追加指定する商品及びその類区分

第48条（指定商品の追加登録の拒絶の決定及び拒絶理由の通知）

39条の2

- 1 審査官は、指定商品の追加登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定商品の追加登録出願に対して指定商品の追加登録の拒絶の決定をしなければならない。
 - 一 第23条第1項各号の一に該当する場合
 - 二 指定商品の追加登録出願人が当該商標権者又は出願人でない場合
 - 三 削除
 - 四 登録商標の商標権が消滅し、商標登録出願が放棄、取消し又は無効とされ、又は商標登録出願に対する商標登録の拒絶の決定が確定した場合
- 2 審査官は、第1項の規定により指定商品の追加登録の拒絶の決定をしようとするときには、その出願人に対し拒絶の理由を通知し、期間を定めて、意見書を提出できる機会を与えなければならない。

第49条（準用規定）

- 1 存続期間の更新登録の申請手続の補正については、第13条を準用する。
- 2 第10条第1項、第13条、第14条、第16条、第17条、第22条及び第30条から第32条まで並びに「特許法」第148条第1号から第5号まで及び第7号の規定は、商品分類書換登録の申請についてこれを準用する。
- 3 指定商品の追加登録出願については、第9条の2、第10条第1項、第13条から第17条まで、第17条の2、第20条から第22条まで、第22条の4、第24条、第24条の2、第24条の3及び第25条から第32条まで、「特許法」第142条、第148条第1号から第5号まで及び第7号及び第157条並びに「民事訴訟法」第143条、第299条及び第367条を準用する。

第50条（商標権の効力）

商標権者は、指定商品に関してその登録商標を使用する権利を独占する。ただし、その商標権に関して専用使用権を設定したときには、第55条第3項の規定により専用使用権者が登録商標を使用する権利を独占する範囲内においては、この限りでない。

第51条（商標権の効力が及ばない範囲）

- 1 商標権（地理的表示の団体標章権を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力が及ばない。
 - 一 自己の姓名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章、又は著名な雅号・芸名・筆名と、これらの著名な略称を普通に使用する方法で表示する商標。ただし、商標権の設定の登録があった後に不正競争の目的でその商標を使用する場合には、この限りでない。
 - 二 登録商標の指定商品と同一又は類似する商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・

数量・形状（包装の形状を含む。）・価格又は生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標

- 二の二 第9条第2項の規定による立体的形状からなる登録商標において、その立体的形状が何人の業務に関連した商品を表示するものであるか識別することができない場合に、登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に使用する、登録商標の立体的形状と同一又は類似の形状からなる商標
 - 三 登録商標の指定商品と同一又は類似の商品について慣用する商標と顕著な地理的名称及びその略語又は地図からなる商標
 - 四 登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状からなる、又は色彩若しくは色彩の組合せからなる商標
- 2 地理的表示団体標章権は、次の各号の一に該当する場合には、その効力が及ばない。
 - 一 第1項第1号、第2号（産地に該当する場合を除く。）又は第4号に該当する商標
 - 二 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品について慣用する商標
 - 三 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する地理的表示であって、当該地域においてその商品を生産・製造又は加工することを業として営む者が使用する地理的表示又は同音異義語地理的表示
 - 四 先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一又は類似の地理的表示を含んでいる場合に、商標権者・専用使用権者又は通常使用権者が指定商品に使用する登録商標

第52条（登録商標等の保護範囲）

- 1 登録商標の保護範囲は、商標登録出願書に記載された商標によって定められる。
- 2 指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類書換登録申請書に記載された商品によって定められる。

第53条（他人の意匠権等との関係）

商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用状態によりその商標登録出願の日前に出願された他人の特許権・実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に発生した他人の著作権と抵触する場合には、指定商品のうち抵触する指定商品に対する商標の使用は、特許権者・実用新案権者・意匠権者又は著作権者の同意を得ずにその登録商標を使用することができない。

第54条（商標権等の移転及び共有）

- 1 商標権は、その指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品は、ともに移転しなければならない。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 商標権が共有に係る場合には、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的とする質権を設定することができない。
- 6 商標権が共有に係る場合には、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その商標権に対して専用使用権又は通常使用権を設定することができない。
- 7 業務標章権は、これを譲渡することができない。ただし、その業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。
- 8 第7条第1項第1号の3ただし書、第1号の4ただし書及び第3号ただし書により登録された商標権は、譲渡することができない。ただし、第7条第1項第1号の3、第1号の4及び第3号の名称、略称又は標章と関連した業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。
- 9 団体標章権は、これを移転することができない。ただし、法人の合併の場合には特許庁長の許可を受けて移転することができる。
- 10 業務標章権、団体標章権、第7条第1項第1号の3ただし書、第1号の4ただし書及び第3号ただし書による商標権を目的とする質権は、設定することができない。

第54条の2（商標権の分割）

- 1 商標権の指定商品が二以上である場合には、その商標権を指定商品ごとに分割することができる。
- 2 第1項の分割は、第71条第2項の規定による無効審判が請求されたときには、審決が確定するまでは、商標権が消滅した後にもすることができる。

第55条（専用使用権）

- 1 商標権者は、その商標権について他人に専用使用権を設定することができる。
- 2 業務標章権又は団体標章権については、専用使用権を設定することができない。

- 3 第1項の規定による専用使用権の設定を受けた専用使用権者は、その設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標を使用する権利を独占する。
- 4 専用使用権者は、その商品に自己の姓名又は名称を表示しなければならない。
- 5 専用使用権者は、相続その他一般承継の場合を除き、商標権者の同意を得なければ、その専用使用権を移転することができない。
- 6 専用使用権者は、商標権者の同意を得なければ、その専用使用権を目的とする質権を設定し、又は通常使用権を設定することができない。
- 7 第54条第5項及び第6項の規定は、専用使用権についてこれを準用する。

第56条（商標権及び専用使用権等の登録の効力）

- 1 次の各号に該当する事項は、これを登録しなければ、その効力が発生しない。
 - 一 商標権の移転（相続その他一般承継による場合を除く。）・変更・放棄による消滅・存続期間の更新・商品分類の書換・指定商品の追加又は処分の制限
 - 二 専用使用権の設定・移転（相続その他一般承継による場合を除く。）・変更・消滅（権利の混同による場合を除く。）又は処分の制限
 - 三 商標権又は専用使用権を目的とする質権の設定・移転（相続その他一般承継による場合を除く。）・変更・消滅（権利の混同による場合を除く。）又は処分の制限
- 2 第1項各号の規定による商標権・専用使用権及び質権の相続その他一般承継の場合には、遅滞なくその旨を特許庁長に申告しなければならない。

第57条（通常使用権）

- 1 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を設定することができる。
- 2 第1項の規定による通常使用権の設定を受けた通常使用権者は、その設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標を使用する権利を有する。
- 3 通常使用権は、相続その他一般承継の場合を除き、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の同意を得なければ、これを移転することができない。
- 4 通常使用権は、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の同意を得なければ、その通常使用権を目的とする質権を設定することができない。
- 5 第54条第5項、第55条第2項及び第4項の規定は、通常使用権についてこれを準用する。

第57条の2（特許権等の存続期間満了後に商標を使用する権利）

- 1 商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同一の日に出願されて登録された特許権がその商標権と抵触する場合、その特許権の存続期間が満了したときには、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、その登録商標の指定商品と同一又はこれと類似の商品についてその登録商標と同一又はこれと類似の商標を使用する権利を有する。ただし、不正競争の目的をもってその商標を使用する場合には、この限りでない。
- 2 商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同一の日に出願されて登録された特許権がその商標権と抵触する場合、その特許権の存続期間が満了したときには、その満了した当時に存在する特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権に対する「特許法」第118条第1項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、その登録商標の指定商品と同一又はこれと類似の商品についてその登録商標と同一又はこれと類似の商標を使用する権利を有する。ただし、不正競争の目的をもってその商標を使用する場合には、この限りでない。
- 3 第2項の規定により商標を使用する権利を有した者は、商標権者又は専用使用権者に対し、相当の対価を支給しなければならない。
- 4 当該商標権者又は専用使用権者は、第1項又は第2項の規定により商標を使用する権利を有した者に対し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との間の混同を防止するのに必要な表示をするよう請求することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定による商標を使用する権利を移転（相続その他一般承継による場合を除く。）しようとするときには、商標権者又は専用実施権者の同意を得なければならない。
- 6 第1項から第5項までの規定は、商標登録出願の日前若しくは商標登録出願の日と同一の日に出願されて登録された実用新案権又は意匠権がその商標権と抵触する場合、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに、これを準用する。

第57条の3（先使用による商標を継続して使用する権利）

- 1 他人の登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用する者であつて、次の各号の要件をすべて備える者（その地位を承継した者を含む。以下、この条において“先使用者”という。）は、当該商標をその使用する商品について継続して使用する権利を有する。
 - 一 不正競争の目的なしに他人の商標登録出願の前から国内において継続して使用していること

- 二 第1号の規定により商標を使用した結果、他人の商標登録出願時に国内の需要者の間でその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されていること
- 2 商標権者又は専用使用権者は、先使用者に対し、自己の商品と先使用者の商品との間の出所の誤認又は混同を防止できる適当な表示をすることを請求することができる。

第58条（通常使用権等の登録の効力）

- 1 次の各号に該当する事項は、これを登録しなければ、第三者に対抗することができない。
 - 一 通常使用権の設定・移転（相続その他一般承継による場合を除く。）・変更・放棄による消滅又は処分の制限
 - 二 通常使用権を目的とする質権の設定・移転（相続その他一般承継による場合を除く。）・変更・放棄による消滅又は処分の制限
- 2 通常使用権を登録したときには、その登録後に商標権又は専用使用権を取得した者に対しても、その効力が発生する。
- 3 第1項各号の規定による通常使用権及び質権の相続その他一般承継の場合には、遅滞なくその旨を特許庁長に申告しなければならない。

第59条（商標権の放棄）

商標権者は、商標権について指定商品ごとにこれを放棄することができる。

第60条（商標権等の放棄の制限）

- 1 商標権者は、専用使用権者・通常使用権者又は質権者の同意を得なければ、商標権を放棄することができない。
- 2 専用使用権者は、第55条第6項の規定による質権者又は通常使用権者の同意を得なければ、専用使用権を放棄することができない。
- 3 通常使用権者は、第57条第4項の規定による質権者の同意を得なければ、通常使用権を放棄することができない。

第61条（放棄の効果）

商標権・専用使用権・通常使用権及び質権の放棄があったときには、商標権・専用使用権・通常使用権及び質権はその時から消滅する。

第62条（質権）

商標権・専用使用権又は通常使用権を目的とする質権を設定した場合、質権者は、当該登録商標を使用することができない。

第63条（質権の物上代位）

質権は、この法律による商標権の使用に対して受けるべき対価又は物に対しても、これを行使することができる。ただし、その支給又は引渡前にこれを差し押さえなければならない。

第64条（商標権の消滅）

- 1 商標権者が死亡した日から3年以内に相続人がその商標権の移転の登録をしなかった場合には、商標権者が死亡した日から3年になる日の翌日に商標権が消滅する。
- 2 清算手続が進行中の法人の商標権は、法人の清算終結登記の日（清算終結登記がされたとしても、清算事務が事実上終わっていない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記の日から6ヶ月が過ぎた日のいずれか早い日とする。以下、この項において同じ。）までにその商標権の移転の登録をしなかった場合には、清算終結登記の日の翌日に消滅する。

第64条の2（商品分類書換登録がなかった場合等の商標権の消滅）

- 1 次の各号のいずれかに該当する事由があるときには、商品分類書換登録の対象となる指定商品についての商標権は、第46条の2第3項の規定による商品分類書換登録の申請期間の終了の日が属する存続期間満了日の翌日に消滅する。
 - 一 商品分類書換登録を受けようとする者が第46条の2第3項の規定による期間以内に商品分類書換登録を申請しなかった場合
 - 二 商品分類書換登録申請が取り下げられた場合
 - 三 第5条の規定により準用される「特許法」第16条第1項の規定により商品分類書換についての手続が無効とされた場合
 - 四 商品分類書換登録拒絶決定が確定した場合
 - 五 第72条の2の規定により商品分類書換登録を無効とするという審決が確定した場合
- 2 商品分類書換登録の対象となる指定商品であって、第46条の2第2項の規定による商品分類書換登録申請書に記載されなかった指定商品についての商標権は、商品分類書換登録申請書に記載された

指定商品が第46条の5の規定により書換登録される日に消滅する。ただし、商品分類書換登録が商標権の存続期間満了日以前にされた場合には、商標権の存続期間満了日の翌日に消滅する。

第6章 商標権者の保護

第65条（権利侵害に対する差止請求権等）

- 1 商標権者又は専用使用権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
- 2 商標権者又は専用使用権者が第1項の規定による請求をするときには、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供された設備の除去その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第66条（侵害とみなす行為）

- 1 次の各号の一に該当する行為は、商標権（地理的表示団体標章権を除く。）又は専用使用権を侵害したものとみなす。
 - 一 他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似の商品に使用し、又は他人の登録商標と類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用する行為
 - 二 他人の登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用し、又は使用させる目的で交付・販売・偽造・模造又は所持する行為
 - 三 他人の登録商標を偽造若しくは模造し、又は偽造若しくは模造させる目的でその用具を製作・交付・販売又は所持する行為
 - 四 他人の登録商標又はこれと類似の商標が表示された指定商品と同一又は類似の商品を譲渡又は引き渡すために所持する行為
- 2 次の各号の一に該当する行為は、地理的表示団体標章権を侵害したものとみなす。
 - 一 他人の地理的表示登録団体標章と類似の商標（同音異義語地理的表示を除く。以下、この項において同じ。）をその指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する行為
 - 二 他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用し、又は使用させる目的で交付・販売・偽造・模造又は所持する行為
 - 三 他人の地理的表示登録団体標章を偽造若しくは模造し、又は偽造若しくは模造させる目的でその用具を製作・交付・販売又は所持する行為
 - 四 他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標が表示された指定商品と同一又は同一と認識されている商品を譲渡又は引き渡すために所持する行為

第67条（損害額の推定等）

- 1 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を故意又は過失により侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、侵害した者がその侵害の行為をせしめた商品を譲渡したときには、その商品の譲渡数量に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなかったならば販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じた金額を、商標権者又は専用使用権者の損害の額とすることができる。この場合、損害の額は、商標権者又は専用使用権者が生産することができた商品の数量から実際販売した商品の数量を除いた数量に、単位数量当たりの利益の額を乗じた金額を、限度とする。ただし、商標権者又は専用使用権者が当該侵害行為以外の事由により販売することができなかった事情があるときには、当該侵害行為以外の事由により販売することができなかった数量に係る金額を除かなければならない。
- 2 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、権利を侵害した者がその侵害行為により利益を受けているときには、その利益の額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。
- 3 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、その登録商標の使用に対し通常受けることができる金額に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額として、その損害の賠償を請求することができる。
- 4 第3項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超過する場合には、その超過額についても、損害の賠償を請求することができる。この場合、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときには、法院は、損害の賠償の額を定めるにあたってこれを参酌することができる。
- 5 法院は、商標権又は専用使用権者の侵害行為に係る訴訟において、損害が発生したことは認定されるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難である場合には、第1項から第4項までの規定にかかわらず、弁論全体の趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第68条（故意の推定）

第90条の規定により登録商標であることを表示した他人の商標権又は専用使用権を侵害した者は、その侵害の行為について、その商標が既に登録されている事実を知っていたものと推定する。

第69条（商標権者等の信用回復）

法院は、故意又は過失により商標権又は専用使用権を侵害したことにより商標権者又は専用使用権者の業務上の信用を失墜させた者に対しては、商標権者又は専用使用権者の請求により、損害賠償に代え、又は損害の賠償とともに、商標権者又は専用使用権者の業務上の信用の回復のために必要な措置を命ずることができる。

第70条（書類の提出）

法院は、商標権又は専用使用権の侵害に係る訴訟において、当事者の申請により、他の当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするのに必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者がその書類の提出を拒絶する正当な理由があるときには、この限りでない。

第7章 審判

第70条の2（拒絶決定に対する審判）

商標登録拒絶決定、指定商品の追加登録拒絶決定及び商品分類書換登録拒絶決定のいずれかに該当する決定（以下“拒絶決定”という。）を受けた者が不服するときには、拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

第70条の3（補正の却下の決定に対する審判）

第17条第1項の規定による補正の却下の決定を受けた者がその決定に不服があるときには、その決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

第71条（商標登録の無効の審判）

- 利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれかに該当する場合には、無効の審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が二以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。
 - 商標登録又は指定商品の追加登録が第3条ただし書、第6条から第8条まで、第12条第2項後段、第5項及び第7項から第9項まで、第23条第1項第4号から第6号まで又は第5条の規定により準用される「特許法」第25条の各規定に違反している場合
 - 商標登録又は指定商品の追加登録が条約に違反している場合
 - 商標登録又は指定商品の追加登録がその商標登録出願によって発生した権利を承継していない者による場合
 - 二 指定商品の追加登録が第48条第1項第4号に違反している場合
 - 商標登録後、その商標権者が第5条の規定により準用される「特許法」第25条の規定により商標権を享有することができない者となった場合、又はその登録商標が条約に違反している場合
 - 商標登録がなされた後に、その登録商標が第6条第1項各号の一に該当する場合（第6条第2項に該当する場合を除く。）
 - 第41条の規定により地理的表示団体標章登録がなされた後に、その登録団体標章を構成する地理的表示が原産地国家において保護が中断された場合、又は使用されなくなった場合
- 第1項の規定による無効の審判は、商標権が消滅した後も、これを請求することができる。
- 商標登録を無効とするという審決が確定したときには、その商標権は、初めからなかったものとみなす。ただし、第1項第4号から第6号までの規定により商標登録を無効とするという審決が確定したときには、商標権は、その登録商標が同号に該当することになった時からなかったものとみなす。
- 第3項ただし書の規定を適用するにあたり、登録商標が第1項第4号から第6号までに該当することになった時を特定することができない場合には、第1項の規定による無効審判が請求されてその請求の内容が登録原簿に公示された時から、当該商標権は、なかったものとみなす。
- 審判長は、第1項の審判の請求があったときには、その旨を当該商標権の専用使用権者その他商標に関し登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第72条（商標権の存続期間更新登録の無効の審判）

- 利害関係人又は審査官は、商標権の存続期間更新登録が次の各号のいずれかに該当する場合には、無効の審判を請求することができる。この場合、更新登録された登録商標の指定商品が二以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。
 - 削除
 - 商標権の存続期間更新登録が第43条第2項の規定に違反している場合

- 三 当該商標権者ではない者が商標権の存続期間の更新登録の申請をした場合
- 2 第1項の規定による無効の審判は、商標権が消滅した後にも、これを請求することができる。
- 3 商標権の存続期間の更新登録を無効とするという審判が確定したときには、当該商標権の存続期間の更新登録は、初めからなかったものとみなす。
- 4 第71条第5項の規定は、第1項の審判の請求についてこれを準用する。

第72条の2（商品分類書換登録の無効の審判）

- 1 利害関係人又は審査官は、商品分類書換登録が次の各号の一に該当する場合には、無効の審判を請求することができる。この場合、商品分類書換登録に係る指定商品が二以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。
 - 一 商品分類書換登録が当該登録商標の指定商品でない商品になされた場合、又は指定商品の範囲が実質的に拡張された場合
 - 二 商品分類書換登録が当該登録商標の商標権者でない者の申請により行われた場合
 - 三 商品分類書換登録が第46条の2第3項の規定に違反する場合
- 2 第71条第2項及び第5項の規定は、商品分類書換登録の無効の審判についてこれを準用する。
- 3 商品分類書換登録を無効とするという審判が確定した場合には、当該商品分類書換登録は、初めからなかったものとみなす。

第73条（商標登録の取消しの審判）

- 1 登録商標が次の各号の一に該当する場合には、その商標登録の取消しの審判を請求することができる。
 - 一 削除
 - 二 商標権者が故意に指定商品に登録商標と類似の商標を使用し、又は指定商品と類似の商品に登録商標又はこれと類似の商標を使用することにより、需要者をして、商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生じせしめた場合
 - 三 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが、正当な理由がないのに、登録商標をその指定商品について取消しの審判請求の日前に継続して3年以上国内において使用していない場合
 - 四 第54条第1項後段、第5項及び第7項から第9項までの規定に違反している場合
 - 五 団体標章において、所属団体がその団体の定款の規定に違反して団体標章を他人に使用させた場合、又は所属団体がその団体の定款の規定に違反して団体標章を使用することにより、需要者をして、商品の品質又は地理的出所に関して誤認を招かせ、又は他人の業務に係る商品と混同を生じせしめた場合。ただし、団体標章権者が所属団体の監督に相当な注意をしていた場合には、この限りでない。
 - 六 団体標章の設定の登録をした後、第9条第3項の規定による定款を変更することにより、需要者をして、商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生じせしめるおそれがある場合
 - 七 第23条第1項第3号本文に該当する商標が登録された場合に、その商標に関する権利を有している者が当該商標登録の日から5年以内に取消しの審判を請求した場合
 - 八 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品又はこれと類似の商品に登録商標又はこれと類似の商標を使用することにより、需要者をして商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生じせしめた場合。ただし、商標権者が相当な注意をしていた場合には、この限りでない。
 - 九 商標権の移転により類似の登録商標がそれぞれ異なる商標権者に属することになり、そのうちの者が自己の登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に不正競争を目的に自己の登録商標を使用することにより、需要者をして商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生じせしめた場合
 - 十 団体標章において、第三者が団体標章を使用することにより、需要者をして、商品の品質又は地理的出所に関して誤認を招かせ、又は他人の業務に係る商品と混同を生じせしめたにもかかわらず、団体標章権者が故意に相当な措置を取らなかった場合
 - 十一 地理的表示団体標章登録をした後、団体標章権者が地理的表示を使用することができる指定商品を生産・製造又は加工することを業として営む者に対し定款により団体の加入を禁止し、若しくは定款を充足することが困難な加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しなかった場合、又はその地理的表示を使用することができない者に対して団体の加入を許容した場合
 - 十二 地理的表示団体標章において、団体標章権者又はその所属団体が第90条の2の規定に違反して団体標章を使用することにより、需要者をして、商品の品質に対する誤認又は地理的出所に対する混同を招かせしめた場合
- 2 削除
- 3 第1項第3号に該当することを事由として取消しの審判を請求する場合、登録商標の指定商品が二

以上ある場合には、一部指定商品に対して取消しの審判を請求することができる。

- 4 第1項第3号に該当することを事由として取消しの審判が請求された場合には、被請求人が当該登録商標を取消しの審判の請求に係る指定商品のうち一以上についてその審判請求の日前3年以内に国内で正当に使用していることを証明しない限り、商標権者は、取消しの審判の請求に係る指定商品についての商標登録の取消しを免れることができない。ただし、被請求人が使用していないことについての正当な理由を証明したときには、この限りでない。
- 5 第1項第2号、第3号、第5号、第6号、第8号から第12号までに該当することを事由に取消しの審判を請求した後、その審判の請求の事由に該当する事実がなくなった場合にも、取消しの事由に影響が及ばない。
- 6 第1項による取消しの審判は、利害関係人のみ請求することができる。ただし、第1項第2号、第5号、第6号又は第8号から第12号までの規定に該当することを事由とする審判は、何人も、請求することができる。
- 7 商標登録を取り消すという審決が確定したときには、その商標権は、その時から消滅する。
- 8 第71条第5項の規定は、第1項の審判の請求についてこれを準用する。

第74条（専用使用権又は通常使用権登録の取消しの審判）

- 1 専用使用権者又は通常使用権者が第73条第1項第8号の規定に該当する行為をした場合には、その専用使用権又は通常使用権登録の取消しの審判を請求することができる。
- 2 第1項の規定により専用使用権又は通常使用権登録の取消しの審判を請求した後、その審判の請求の事由に該当する事実がなくなった場合にも、取消しの事由に影響を及ぼさない。
- 3 第1項の規定による専用使用権又は通常使用権の取消しの審判は、何人も、これを請求することができる。
- 4 専用使用権又は通常使用権登録を取り消すという審決が確定したときには、その専用使用権又は通常使用権は、その時から消滅する。
- 5 審判長は、第1項の審判の請求があったときには、その旨を当該専用使用権の通常使用権者その他専用使用権に関し登録をした権利を有する者又は当該通常使用権に関し登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第75条（権利範囲の確認の審判）

商標権者・専用使用権者又は利害関係人は、登録商標の権利範囲を確認するために商標権の権利範囲の確認の審判を請求することができる。

第76条（除斥期間）

- 1 第7条第1項第6号から第9号の2まで及び第14号、第8条、第72条第1項第2号並びに第72条の2第1項第3号に該当することを事由とする商標登録の無効の審判、商標権の存続期間更新登録の無効の審判及び商品分類書換登録の無効の審判は、商標登録の日、商標権の存続期間更新登録の日及び商品分類書換登録の日から5年が経過した後には、これを請求することができない。
- 2 第73条第1項第2号、第5号、第6号及び第8号から第12号まで並びに第74条第1項の規定に該当することを事由とする商標登録の取消しの審判及び専用使用権又は通常使用権登録の取消しの審判は、取消しの事由に該当する事実がなくなった日から3年が経過した後には、これを請求することができない。

第77条（「特許法」の準用）

「特許法」第139条、第140条、第141条から第153条まで、第153条の2及び第154条から第166条までの規定は、審判についてこれを準用する。この場合、同法第139条第1項中“第133条第1項、第134条第1項及び第137条第1項の無効の審判”とあるのは“第71条第1項、第72条第1項及び第72条の2第1項の無効の審判、第73条第1項の取消しの審判”と、同法第161条第2項中“第133条第1項の無効の審判”とあるのは“第71条第1項、第72条第1項及び第72条の2第1項の無効の審判”と、同法第164条第1項中“他の審判”とあるのは“商標登録異議申立てに対する決定又は他の審判”と、同法第165条第1項中“第133条第1項、第134条第1項、第135条及び第137条第1項”とあるのは“第71条第1項、第72条第1項、第72条の2第1項、第73条第1項及び第75条”と、同法第165条第3項中“第132条の3、第136条又は第138条”とあるのは“第70条の2又は第70条の3”と読み替える。

第78条

削除

第79条（拒絶決定又は補正の却下の決定に対する審判の請求の方式）

- 1 第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判又は第70条の3の規定による補正の却下の決定に対する審判を請求する者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなけれ

ばならない。

- 一 請求人及び代理人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 一 二 代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地（代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 二 出願日付及び出願番号
 - 三 指定商品及びその類区分
 - 四 審査官の拒絶決定日付又は補正却下決定日付
 - 五 審判事件の表示
 - 六 請求の趣旨及びその理由
- 2 特許審判院長は、第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判が請求された場合、当該拒絶決定が商標登録異議申立てによるものであるときには、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

第80条

削除

第81条（審査規定の拒絶決定に対する審判への準用）

- 1 拒絶決定に対する審判については、第15条、第17条、第18条、第23条第2項、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条から第30条まで、第46条の4第2項及び第48条第2項を準用する。この場合、その商標登録出願又は指定商品の追加登録出願について既に出願の公告がある場合には、第24条は、準用しない。
- 2 第1項の規定による第17条を準用する場合には、第17条第3項中“第70条の3の規定による補正の却下の決定に対する審判を請求したとき”とあるのは“第86条第2項の規定により準用される「特許法」第186条第1項の規定により訴えを提起したとき”と、“その審判の審決が確定するまで”とあるのは“その判決が確定するまで”と読み替える。
- 3 第1項により準用される第17条第4項から第6項まで、第23条第2項、第46条の4第2項及び第48条第2項を適用するときには、拒絶決定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合にも、準用する。

第82条（拒絶決定及び補正却下決定に対する審判の特則）

- 1 「特許法」第172条及び第176条の規定は、拒絶決定及び補正の却下の決定に対する審判についてこれを準用する。この場合、同法第176条第1項中“第132条の3”とあるのは“第70条の2又は第70条の3”と、“特許拒絶決定、特許権の存続期間の延長登録拒絶決定又は特許の取消しの決定”とあるのは“拒絶決定又は補正の却下の決定”と読み替える。
- 2 第77条の規定により準用される「特許法」第147条第1項及び第2項、第155条並びに第156条の規定は、第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判及び第70条の3の規定による補正の却下の決定に対する審判には、これを適用しない。

第8章 再審及び訴訟

第83条（再審の請求）

- 1 当事者は、確定した審決に対し再審を請求することができる。
- 2 「民事訴訟法」第451条及び同法第453条の規定は、第1項の再審の請求についてこれを準用する。

第84条（詐害審決に対する不服の請求）

- 1 審判の当事者が共謀して第三者の権利又は利益を詐害する目的をもって審決をさせたときには、第三者は、その確定した審決に対し再審を請求することができる。
- 2 第1項の再審の請求の場合、審判の当事者を共同被請求人とする。

第85条（再審により回復した商標権の効力の制限）

次の各号の一に該当する場合には、商標権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意で当該登録商標と同一の商標をその指定商品と同一の商品に使用した行為、第66条第1項各号の一又は同条第2項各号の一に該当する行為には、及ばない。

- 一 商標登録又は商標権の存続期間の更新登録が無効とされた後、再審によりその効力が回復した場合
- 二 商標登録が取り消された後、再審によりその効力が回復した場合
- 三 商標権の権利範囲に属さないという審決が確定した後、再審によりこれと相反する審決が確定した場合

第86条（「特許法」等の準用）

- 1 「特許法」第180条及び第184条並びに「民事訴訟法」第459条第1項の規定は、再審の手續及び再審の請求についてこれを準用する。

2 「特許法」第186条から第188条まで、第189条及び第191条の2の規定は、訴訟についてこれを準用する。この場合、同法第186条第1項中“審決に対する訴え”とあるのは“審決に対する訴え及び第81条第1項（第86条第1項の規定により準用する「特許法」第184条の場合を含む。）の規定により準用される第17条第1項の規定による補正却下決定”と、同法第187条ただし書中“第133条第1項、第134条第1項、第135条第1項、第137条第1項並びに第138条第1項及び第3項”とあるのは“第71条第1項、第72条第1項、第72条の2第1項、第73条第1項及び第2項、第74条第1項並びに第75条”と読み替える。

第8章の2 議定書による国際出願

第1節 国際出願等

第86条の2（国際出願）

議定書第2条(1)の規定による国際登録（以下“国際登録”という。）を受けようとする者は、次の各号の一に該当する商標登録出願又は商標登録を基礎として、特許庁長に対し、国際出願をしなければならない。

- 一 本人の商標登録出願
- 二 本人の商標登録
- 三 本人の商標登録出願及び本人の商標登録

第86条の3（出願人適格）

- 1 特許庁長に国際出願をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 大韓民国国民
 - 二 大韓国内に住所（法人の場合には、営業所）を有している者
- 2 二人以上が共同で国際出願をしようとする場合には、出願人適格に関して知識財産部令が定める要件を満たさなければならない。

第86条の4（国際出願手続）

- 1 国際出願をしようとする者は、知識財産部令が定める言語で作成した国際出願書（以下“国際出願書”という。）及び国際出願に必要な書類を特許庁長に提出しなければならない。
- 2 国際出願書には、次の各号の事項を記載しなければならない。
 - 一 出願人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 二 第86条の3の規定による出願人適格に関する事項
 - 三 商標の保護を受けようとする国家（政府機関を含む。以下“指定国”という。）
 - 四 議定書第2条(1)の規定による基礎出願（以下“基礎出願”という。）の出願日付及び出願番号又は議定書第2条(1)の規定による基礎登録（以下“基礎登録”という。）の登録日付及び登録番号
 - 五 国際登録を受けようとする商標
 - 六 国際登録を受けようとする商品及びその類区分
 - 七 その他、知識財産部令が定める事項
- 3 国際出願をしようとする者が色彩を商標の識別力のある要素として請求しようとする場合には、その旨及び色彩又は色彩の組合せを国際出願書に記載し、当該色彩を結合した商標の写しを国際出願書に添付しなければならない。

第86条の5（記載事項の審査等）

- 1 特許庁長は、国際出願書の記載事項が基礎出願又は基礎登録の記載事項と合致する場合には、その事実を認定するという旨及び国際出願書の特許庁到達の日を国際出願書に記載しなければならない。
- 2 特許庁長は、第1項の規定により到達の日等を記載した後には、直ちに、国際出願書及び国際出願に必要な書類を議定書第2条(1)の規定による国際事務局（以下“国際事務局”という。）に送り、その国際出願書の写しを当該出願人に送らなければならない。

第86条の6（事後指定）

- 1 国際登録の名義人は、国際登録された商標の保護を受けようとする国家又は政府間機構を追加指定（以下“事後指定”という。）しようとする場合には、知識財産部令が定めるところにより、特許庁長に事後指定を申請することができる。
- 2 第1項の規定を適用するにあたり、国際登録名義人は、国際登録された指定商品の全部又は一部について事後指定をすることができる。

第86条の7（存続期間の更新）

- 1 国際登録の名義人は、国際登録の存続期間を10年間ずつ更新することができる。
- 2 第1項の規定により国際登録の存続期間を更新しようとする者は、知識財産部令が定めるところにより、特許庁長に国際登録の存続期間の更新を申請することができる。

第86条の8（国際登録の名義の変更）

- 1 国際登録の名義人又はその承継人は、指定商品又は指定国の全部又は一部について国際登録の名義を変更することができる。
- 2 第1項の規定により国際登録の名義を変更しようとする者は、知識財産部令が定めるところにより、特許庁長に国際登録の名義の変更の登録を申請することができる。

第86条の9（手数料の納付）

- 1 次の各号の一に該当する者は、手数料を特許庁長に納付しなければならない。
 - 一 国際出願をしようとする者
 - 二 事後指定を申請しようとする者
 - 三 第86条の7の規定により国際登録の存続期間の更新を申請しようとする者
 - 四 第86条の8の規定により国際登録の名義の変更の登録を申請しようとする者
- 2 第1項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、知識財産部令で定める。

第86条の10（手数料未納付に対する補正）

特許庁長は、第86条の9第1項各号の一に該当する者が同条第2項の規定により納付すべき手数料を納付しなかった場合には、期間を定めて、補正を命ずることができる。

第86条の11（手続の無効）

特許庁長は、第86条の10の規定により補正の命令を受けた者が指定された期間以内にその手数料を納付しなかった場合には、当該手続を無効とすることができる。

第86条の12（国際登録事項の変更の登録等）

国際登録事項の変更の登録の申請その他国際出願に関して必要な事項は、知識財産部令で定める。

第86条の13（業務標章に関する適用の除外）

第86条の2から第86条の12までの規定は、業務標章についてこれを適用しない。

第2節 国際商標登録出願に関する特例

第86条の14（国際商標登録出願）

- 1 議定書により国際登録された国際出願であって大韓民国を指定国として指定（事後指定を含む。）した国際出願は、この法律による商標登録出願とみなす。
- 2 第1項の規定を適用するにあたり、議定書第3条(4)の規定による国際登録の日（以下“国際登録の日”という。）をこの法律による商標登録出願の日とみなす。ただし、大韓民国を事後指定した国際出願の場合には、その事後指定が国際登録簿（議定書第2条(1)の規定による国際登録簿をいう。以下同じ。）に登録された日（以下“事後指定の日”という。）をこの法律による商標登録出願の日とみなす。
- 3 第1項の規定によりこの法律による商標登録出願とみなす国際出願（以下“国際商標登録出願”という。）については、国際登録簿に登録された国際登録の名義人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）、商標、指定商品並びにその類区分は、この法による出願人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）、商標、指定商品並びにその類区分とみなす。

第86条の15（業務標章の特例）

業務標章に関する規定は、国際商標登録出願についてこれを適用しない。

第86条の16（国際商標登録出願の特例）

- 1 国際商標登録出願についてこの法律を適用するにあたり、国際登録簿に登録された優先権主張の旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日は、商標登録出願書に記載された優先権主張の旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日とみなす。
- 2 国際商標登録出願についてこの法律を適用するにあたり、国際登録簿に登録された立体的形状・色彩・ホログラム・動作又はその他視覚的に認識し得るものからなる商標であるという旨は、商標登録出願書に記載された立体的形状・色彩・ホログラム・動作又はその他視覚的に認識し得るものからなる商標の旨とみなす。
- 3 団体標章の登録を受けようとする者は、知識財産部令が定める期間以内に、第9条第3項の規定に 74条

よる定款を提出しなければならない。この場合、第2条第1項第3号の4の規定による地理的表示団体商標の登録を受けようとする者は、その旨を記載した書類及び第2条第1項第3号の2による地理的表示の定義に合致することを立証できる大統領令が定める書類を、定款とともに提出しなければならない。

第86条の17（国内登録商標がある場合の国際商標登録出願の効果）

83条

- 1 大韓民国に設定登録された商標（国際商標登録出願による登録商標を除く。以下、この条において“国内登録商標”という。）の商標権者が国際商標登録出願をする場合であって、次の各号の要件を備えるときには、その国際商標登録出願は、指定商品が重複する範囲内において、当該国内登録商標に係る商標登録出願の出願の日に出願されたものとみなす。
 - 一 国際商標登録出願により国際登録簿に登録された商標（以下“国際登録商標”という。）と国内登録商標が同一であること
 - 二 国際登録商標に係る国際登録の名義人と国内登録商標の商標権者が同一であること
 - 三 国内登録商標の指定商品が国際登録商標の指定商品にすべて含まれていること
 - 四 議定書第3条の3の規定による領域の拡張の効力が国内登録商標の商標登録の日後に発生すること
- 2 第1項の規定による国内登録商標に係る商標登録出願について条約による優先権が認定される場合には、その優先権が同項の規定による国際商標登録出願にも認定される。
- 3 国内登録商標の商標権が次の各号の一に該当する事由により取り消され又は消滅した場合には、その取り消され又は消滅した商標権の指定商品と同一の範囲内において、第1項及び第2項の規定による当該国際商標登録出願に対する効果は、認定されない。
 - 一 第73条第1項第2号、第3号及び第5号から第12号までの規定に該当するという事由により商標登録を取り消すという審決が確定した場合
 - 二 第73条第1項第2号、第3号及び第5号から第12号までの規定に該当するという事由として商標登録の取消しの審判が請求され、その請求の日後に存続期間満了により商標権が消滅し、又は商標権若しくは指定商品の一部の放棄があった場合
- 4 議定書第4条の2第2項の規定による申請をしようとする者は、次の各号の事項を記した申請書を特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 国際登録の名義人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 二 国際登録番号
 - 三 関連する国内登録商標番号
 - 四 重複する指定商品
 - 五 その他、知識財産部令が定める事項
- 5 審査官は、第4項の規定による申請があったときには、当該国際商標登録出願について第1項から第3項までによる効果の認定の可否を申請人に通知しなければならない。

第86条の18（出願の承継及び分割移転等の特例）

- 1 第12条第1項の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“相続その他一般承継の場合を除き、出願人の変更の申告を”とあるのは、“出願人が国際事務局に出願人の変更の申告を”とする。
- 2 国際登録の名義の変更により国際登録の指定商品の全部又は一部が分割されて移転された場合には、国際商標登録出願は、変更前の国際登録の名義人によりそれぞれ出願されたものとみなす。
- 3 第12条第4項の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用しない。

第86条の19（補正の特例）

73条

- 1 第14条第1項の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“その商標登録出願に関する指定商品及び商標”とあるのは、“第23条第2項の規定による拒絶理由の通知を受けたときに限り、その商標登録出願に関する指定商品を”とする。
- 2 第15条の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“指定商品及び商標を”とあるのは、“指定商品を”とする。
- 3 第16条第1項第4号の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用しない。
- 4 第16条第2項又は第3項の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“商標又は指定商品”とあるのは、それぞれ“指定商品”とする。

第86条の20（出願の分割の特例）

第18条の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用しない。

第86条の21（出願の変更の特例）

第19条第1項から第4項までの規定は、国際商標登録出願についてこれを適用しない。

第86条の22（パリ条約による優先権主張の特例）

第20条第4項及び第5項の規定は、国際商標登録出願をする者がパリ条約による優先権主張を行う場合には、これを適用しない。

第86条の23（出願時及び優先審査の特例）

- 1 第21条第2項の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“その旨を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出し、これを証明できる書類を商標登録出願の日から30日以内”とあるのは、“その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を知識財産部令が定める期間以内”とする。
- 2 国際商標登録出願については、第22条の4第2項を適用しない。

第86条の24（拒絶理由通知の特例）

第23条第2項の規定を国際商標登録出願について適用する場合には、“その出願人に”を“国際事務局を通じてその出願人に”とする。

第86条の25（出願公告の特例）

第24条第1項の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“拒絶の理由を発見することができないときには”とあるのは、“知識財産部令が定める期間以内に拒絶の理由を発見することができないときには”とする。

第86条の26（損失補償請求権の特例）

第24条の2第1項ただし書の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“当該商標登録出願の写し”とあるのは、“当該国際出願の写し”とする。

第86条の27（商標登録決定及び職権による補正の特例）

- 1 第30条の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“拒絶理由を発見することができないときには”とあるのは“知識財産部令が定める期間以内に拒絶の理由を発見することができないときには”と読み替える。
- 2 国際商標登録出願については、第24条の3を適用しない。

第86条の28（商標登録料等の特例）

- 1 国際商標登録出願をしようとする者又は第86条の31の規定により設定の登録を受けた商標権（以下“国際登録基礎商標権”という。）の存続期間の更新をする者は、議定書第8条(7)(a)の規定による個別手数料を国際事務局に納付しなければならない。
- 2 第1項の規定による個別手数料に関して必要な事項は、知識財産部令で定める。
- 3 第34条、第34条の2、第35条、第36条、第36条の2及び第36条の3の規定は、国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権についてこれを適用しない。

第86条の29（商標登録料等の返還の特例）

第38条第1項本文の規定は、国際商標登録出願についてこれを適用するにあたり、“納付された商標登録料及び手数料”とあるのは“納付された手数料”と、同条同項ただし書と同条第2項及び第3項の規定を適用するにあたり、“商標登録料及び手数料”とあるのは“手数料”とする。

第86条の30（商標原簿への登録の特例）

- 1 第39条第1項第1号の規定は、国際登録基礎商標権についてこれを適用するにあたり、“商標権の設定・移転・変更・消滅・回復・存続期間の更新・第46条の2の規定による商品分類の書換・指定商品の追加又は処分の制限”とあるのは、“商標権の設定又は処分の制限”とする。
- 2 国際登録基礎商標権の移転・変更・消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録されたところによる。

第86条の31（商標権の設定の登録の特例）

第41条第2項は、国際商標登録出願について適用する際に、“第34条第1項又は第35条により商標登録料（第34条第1項後段により分割納付する場合には、1回目の商標登録料をいう。以下、この項において同じ。）を納付したとき、第36条の2第2項により商標登録料を補填したとき又は第36条の3第1項により商標登録料を納付し若しくは補填したとき”とあるのは、“商標登録の決定があったとき”とする。

第86条の32（商標権の存続期間等の特例）

- 1 国際登録基礎商標権の存続期間は、第86条の31の規定による商標権の設定の登録があった日から国際登録の日後10年になる日までとする。
- 2 国際登録基礎商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により10年間ずつ更新することが

できる。

- 3 第2項の規定による国際登録基礎商標権の存続期間が更新された場合には、当該国際登録基礎商標権の存続期間は、その存続期間満了の時に更新されたものとみなす。
- 4 国際登録基礎商標権については、第42条、第43条、第46条、第46条の2、第46条の4、第46条の5、第49条第1項及び第2項並びに第64条の2を適用しない。

第86条の33（指定商品の追加登録出願の特例）

第47条、第48条及び第49条第3項の規定は、国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権についてこれを適用しない。

第86条の34（商標権の分割の特例）

第54条の2の規定は、国際登録基礎商標権についてこれを適用しない。

第86条の35（商標権登録の効力の特例）

- 1 国際登録基礎商標権の移転・変更・放棄による消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録しなければ、その効力が発生しない。
- 2 第56条第1項第1号の規定（処分の制限に関する部分を除く。）は、国際登録基礎商標権についてこれを適用しない。
- 3 第56条第2項の規定は、国際登録基礎商標権についてこれを適用するにあたり、“商標権・専用使用権”とあるのは、“専用使用権”とする。

第86条の36（国際登録消滅の効果）

- 1 国際商標登録出願の基礎となる国際登録の全部又は一部が消滅した場合には、その消滅した範囲内で、当該国際商標登録出願は、指定商品の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。
- 2 国際登録基礎商標権の基礎となる国際登録の全部又は一部が消滅した場合には、その消滅した範囲内で、当該商標権は、指定商品の全部又は一部について消滅したものとみなす。
- 3 第1項及び第2項の規定による取下げ又は消滅の効果は、国際登録簿上、当該国際登録が消滅した日から発生する。

第86条の37（商標権の放棄の特例）

- 1 第60条第1項の規定は、国際登録基礎商標権についてこれを適用しない。
- 2 第61条の規定は、国際登録基礎商標権に対してこれを適用するにあたり、“商標権・専用使用権”とあるのは、それぞれ“専用使用権”とする。

第86条の38（存続期間更新登録の無効審判の特例）

第72条及び第72条の2の規定は、国際登録基礎商標権についてこれを適用しない。

第3節 商標登録出願の特例

第86条の39（国際登録消滅後の商標登録出願の特例）

- 1 大韓民国を指定（事後指定を含む。）した国際登録の対象である商標が指定商品の全部又は一部について議定書第6条(4)の規定によりその国際登録が消滅した場合には、当該国際登録の名義人は、当該商品の全部又は一部について特許庁長に商標登録出願をすることができる。
- 2 第1項の規定による商標登録出願が次の各号の要件を備えるときには、国際登録の日（事後指定の場合には、事後指定の日。）に出願されたものとみなす。
 - 一 第1項の規定による商標登録出願が同項の規定による国際登録の消滅の日から3月以内に出願されること
 - 二 第1項の規定による商標登録出願の指定商品が同項の規定による国際登録の指定商品にすべて含まれること
 - 三 商標登録を受けようとする商標が消滅した国際登録の対象である商標と同一であること
- 3 第1項の規定による国際登録に係る国際商標登録出願について条約による優先権が認定されていた場合には、その優先権が同項の規定による商標登録出願に認定される。

第86条の40（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）

- 1 大韓民国を指定（事後指定を含む。）する国際登録の名義人が議定書第15条(5)(b)の規定により出願人適格を失うことになったときには、当該国際登録の名義人は、国際登録された指定商品の全部又は一部について特許庁長に商標登録出願をすることができる。
- 2 第86条の39第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による商標登録出願についてこれを準用する。この場合、第86条の39第2項第1号の規定中“同項の規定による国際登録の消滅の日から3月以内”とあるのは、“議定書第15条(3)の規定により廃棄の効力が発生した日から2年以内”と読み替える。

第86条の41（審査の特例）

第23条、第24条及び第25条から第29条までの規定は、次の各号の一に該当する商標登録出願（以下“再出願”という。）が第86条の31の規定により設定登録されていた本人の登録商標に係る場合、当該商標登録出願については、これを適用しない。

- 一 第86条の39第2項各号の要件を備えて同条第1項の規定により行う商標登録出願
- 二 第86条の40第2項の規定により準用される第86条の39第2項各号の要件を備えて第86条の40第1項の規定により行う商標登録出願

第86条の42（除斥期間の特例）

再出願により当該商標が設定登録された従前の国際登録基礎商標権に対する第76条第1項の除斥期間が経過したときには、再出願により設定登録された商標に対して無効の審判を請求することができない。

第9章 補則**第87条（書類の閲覧等）**

商標登録出願及び審判に関する証明、書類の謄本又は抄本の交付、商標原簿及び書類の閲覧又は複写を必要とする者は、特許庁長又は特許審判院長に対し、これを申請することができる。

第88条（商標登録出願・審査・審判・再審査書類又は商標原簿等の搬出と公開禁止）

- 1 商標登録出願・審査・商標登録異議の申立て・審判・再審に関する書類又は商標原簿は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを外部に搬出することができない。
 - 一 第22条の2第1項から第3項までの規定による商標検索等のために、商標登録出願・地理的表示団体標章登録出願・審査又は商標登録異議の申立てに関する書類を搬出する場合
 - 二 第92条で準用する「特許法」第217条の2第1項の規定による商標文書電子化業務の委託のために、商標登録出願・審査・商標登録異議の申立て・審判・再審に関する書類又は商標原簿を搬出する場合
 - 三 「電子政府法」第32条第2項の規定によるオンライン遠隔勤務のために、商標登録出願・審査・商標登録異議の申立て・審判・再審に関する書類又は商標原簿を搬出する場合
- 2 商標登録出願・審査・商標登録異議の申立て・審判若しくは再審に係属中にある事件の内容又は商標登録可否の決定・審決若しくは決定の内容に関しては、鑑定・証言又は質疑に応答することができない。

第89条（商標公報）

- 1 特許庁は、商標公報を発行しなければならない。
- 2 商標公報は、知識財産部令が定めるところにより電子的媒体で発行することができる。
- 3 特許庁長は、電子的媒体で商標公報を発行する場合には、情報通信網を活用して商標公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。
- 4 商標公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

第90条（登録商標の表示）

商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用するときには、当該商標が登録商標であることを表示することができる。

第90条の2（同音異義語地理的表示登録団体標章の表示）

二以上の地理的表示登録団体標章が互いに同音異義語地理的表示に該当する場合には、各団体標章権者及びその所属団体員は、地理的出所について需要者をして混同を招かせしめないようにする表示を登録団体標章とともに使用しなければならない。

第91条（虚偽表示の禁止）

- 1 何人も、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。
 - 一 登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を、登録商標又は登録出願商標であるように、商品に表示する行為
 - 二 登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を、登録商標又は登録出願商標であるように、営業用広告・看板・標札・商品の包装又はその他営業用取引書類等に表示する行為
 - 三 指定商品以外の商品について登録商標を使用する場合に、その商標に商標登録の表示又はこれと混同しやすい表示をする行為
- 2 第1項第1号及び第2号の規定による商標を表示する行為には、商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状にすることを含む。

第91条の2（登録商標と類似の商標等に対する特則）

- 1 第50条、第53条、第55条第3項、第57条第2項、第62条、第67条第3項、第73条第1項第3号及び第4項、第85条、第90条並びに第91条に規定された“登録商標”には、その登録商標と類似の商標であって、色彩を登録商標と同一にすれば登録商標と同一の商標であると認定される商標を含むものとする。
- 2 第66条第1項第1号及び第73条第1項第2号に規定された“登録商標と類似の商標”には、その登録商標と類似の商標であって、色彩を登録商標と同一にすれば登録商標と同一の商標であると認定される商標を含まないものとする。
- 3 第66条第2項第1号に規定された“他人の地理的表示登録団体標章と類似の商標”には、その登録団体標章と類似の商標であって、色彩を登録団体標章と同一にすれば登録団体標章と同一の商標であると認定される商標を含まないものとする。
- 4 第1項から第3項までは、色彩又は色彩の組合せのみからなる登録商標の場合には、これを適用しない。

第92条（「特許法」の準用）

「特許法」第217条の2から第220条まで、第222条及び第224条の2の規定は、商標についてこれを準用する。ただし、「特許法」第220条第1項の規定は、審査官が第86条の24により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶の理由を通知した場合には、これを準用しない。

第10章 罰則

第93条（侵害の罪）

商標権又は専用使用権の侵害行為をした者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

第94条（偽証の罪）

- 1 この法律の規定により宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときには、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 第1項の規定による罪を犯した者がその事件の商標登録可否の決定又は審決の確定の前に自首したときには、その刑を減輕又は免除することができる。

第95条（虚偽表示の罪）

第91条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第96条（詐偽の行為の罪）

詐偽その他不正な行為により商標登録・指定商品の追加登録・商標権の存続期間の更新登録・商品分類書換登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第97条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し、第93条、第95条又は第96条のいずれかに該当する違反行為をすれば、その行為者を罰するほか、その法人に対しては次の各号のいずれかに該当する罰金刑を、その個人に対しては当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

- 一 第93条の場合：3億ウォン以下の罰金
- 二 第95条又は第96条の場合：6千万ウォン以下の罰金

第97条の2（没収）

- 1 第93条の規定による商標権若しくは専用使用権の侵害行為に供され、又はその侵害行為により生じた商標・包装若しくは商品（以下、この項において“侵害物”という。）とその侵害物の製作に主に使用するために供された製作用具若しくは材料は、これを没収する。
- 2 第1項の規定にかかわらず、商品がその機能及び外観を害さずに、商標又は包装と容易に分離できる場合には、その商品はこれを没収しないことができる。

第98条（過怠料）

- 1 次の各号の一に該当する者は、50万ウォン以下の過怠料に処する。
 - 一 「民事訴訟法」第299条第2項及び同法第367条の規定により宣誓をした者であって、特許審判院に対して虚偽の陳述をした者
 - 二 特許審判院から証拠調べ又は証拠保全に関して書類その他物件の提出又は提示の命令を受けた者であって、正当な理由がないのにその命令に応じなかった者
 - 三 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚された者であって、正当な理由がないのに

- 召喚に応じず、又は宣誓・陳述・証言・鑑定若しくは通訳を拒否した者
- 2 第1項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところにより、特許庁長が賦課・徴収する。
 - 3 削除
 - 4 削除
 - 5 削除

商標法施行令

第1条（目的）

この令は、「商標法」において委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第1条の2（団体標章の使用に関する定款の記載事項）

49条

- 1 商標法（以下「法」という。）第9条第3項前段において“大統領令が定める団体標章の使用に関する事項”とは、次の各号の事項をいう。
 - 一 団体標章を使用する所属団体の加入資格・加入条件及び脱退に関する事項
 - 二 団体標章の使用条件に関する事項
 - 三 第2号の規定に違反した者に対する制裁に関する事項
 - 四 その他、団体標章の使用に関して必要な事項
- 2 地理的表示団体標章の場合には、第1項各号の事項のほか、次の各号の事項を含む。
 - 一 商品の特定品質・名声又はその他の特性
 - 二 地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的連関性
 - 三 地理的表示の対象地域
 - 四 商品の特定品質・名声又はその他の特性に対する自己管理基準及び維持管理方案

50条の2

第1条の3（地理的表示の定義に合致することを立証できる書類）

法第9条第3項後段及び第86条の16第3項後段において「地理的表示の定義に合致することを立証できる大統領令が定める書類」とは、次の各号の書類をいう。

- 一 商品の特定品質・名声又はその他の特性に関する書類 50条の6
- 二 地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的連関性に関する書類 50条の7
- 三 地理的表示の対象地域に関する書類 50条の8
- 四 地理的表示団体標章の出願人である法人がその地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者のみで構成されたものであることを証明する書類 50条の3
- 五 原産地国家において地理的表示として保護を受けていることを証明する書類（外国の地理的表示に対して地理的表示団体標章登録出願をする場合に限る。） 50条の9

第1条の4（地理的表示団体標章登録出願と関連した地方自治体の意見提出等）

50条の11

- 1 特許庁長は、地理的表示団体標章登録出願の審査と関連して、次の各号の事項について関連する地方自治団体の意見を聴くことができ、また、必要なときには、資料提出等の協力を要請することができる。
 - 一 地理的表示該当商品の生産・製造・加工及び流通と関連した事項
 - 二 地理的表示該当商品の生産者団体等の現況及び出願人がその地域の生産者等を代表し得る資格又は能力を具備しているか否かと関連した事項
 - 三 その他、地理的表示該当商品の特性、地理的環境と商品の特定品質等との本質的連関性等、地理的表示団体標章の登録要件と関連した事項
- 2 地方自治団体の長は、管轄区域内の地理的表示該当商品の地理的表示団体標章登録出願と関連して、次の各号の事項について特許庁長に意見を提出することができ、また、その地理的表示の適正な保護のために必要なときには、出願人と協議し又は調整をすることができる。
 - 一 出願人が当該商品の生産・製造又は加工等と関連して、その地域の生産者等を代表し得る資格又は能力を有しているか否か
 - 二 地理的表示該当商品の特性、地理的表示の対象地域及び自己管理基準等が適正であるか否か

第2条（団体標章登録出願等の移転）

49条

法第12条第9項ただし書による団体標章登録出願の移転許可及び法第54条第9項ただし書による団体標章権の移転許可を受けようとする者は、知識経済部令で定める移転許可申請書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

- 一 法人の合併を証明する書類
- 二 合併後に存続する法人の定款。この場合、当該定款には、第1条の2で定めた事項を記載しなけ

ればならない。

第2条の2（専門調査機関の指定基準等）

- 1 特許庁長は、次の各号の要件をすべて備えた法人を、法第22条の2第1項による専門調査機関（以下“専門調査機関”という。）として指定する。
 - 一 商標検索に必要な文献データベースと設備等を保有していること
 - 二 商標検索を遂行できる専門担当組織と十名以上の人員を確保していること
 - 三 商標検索業務の独立性と公正性の確保のための業務処理基準を揃えていること
 - 四 商標検索と関連した秘密の漏洩防止のための保安体系を備えていること
- 2 第1項により指定された専門調査機関は、検索業務を行う際、不公正に処理してはならない。
- 3 専門調査機関として指定を受けようとする者は、専門調査機関指定申請書に第1項各号の要件を具備している事実を証明できる書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
- 4 第1項各号による文献データベース・設備・専門担当組織及び人員の確保に関する細部的な基準、商標検索業務処理に関する細部的な基準、保安体系の具体的な基準並びに専門調査機関の運営に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第2条の3（商標検索依頼の手続等）

- 1 特許庁長は、法第22条の2第1項の規定により検索が必要であると認定される商標登録出願については、専門調査機関に商標検索を依頼することができる。
- 2 専門調査機関の長は、特許庁長から第1項の規定による商標検索の依頼を受けた場合には、検索の結果を、特許庁長に対し、迅速に通知しなければならない。
- 3 特許庁長は、第2項の規定による検索の結果が不十分であると認定する場合には、検索の範囲等を定めて、その専門調査機関の長に対し、再検索を依頼することができる。
- 4 第2項の規定は、第3項の再検索の場合にこれを準用する。

第2条の4（優先審査の対象）

40条の3

- 法第22条の4第2項第2号において“商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用している等、大統領令により定める商標登録出願であって、緊急な処理が必要であると認定される場合”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- 一 商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用していると認定される場合
 - 二 法第8条第5項により取消審判請求人が出した商標登録出願であると認定される場合
 - 三 「調達事業に関する法律施行令」第18条の2による五名以上の中小企業者が共同で設立した法人が出した団体標章登録出願であると認定される場合
 - 四 第2号及び第3号のほか、商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用準備中であることが明白であると認定される場合

第2条の5（優先審査の決定）

40条の3

- 1 法第22条の4第2項による優先審査を申請しようとする者は、知識経済部令で定める優先審査申請書及び添付書類を特許庁長に提出しなければならない。
- 2 特許庁長は、第1項による優先審査申請があった場合には、優先審査の可否を決定しなければならない。
- 3 第2項による優先審査の可否の決定に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第3条（商標公報）

法第89条第1項による商標公報には、次の各号の事項を掲載する。

- 一 法第24条第2項（法第49条第3項及び第81条第1項で準用する場合を含む。）による出願公告の場合には、次の各目の事項
 - イ 出願人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - ロ 商標
 - ハ 指定商品及びその類区分
 - ニ 出願番号及び出願年月日（法第86条の14第1項により法による商標登録出願とみなす国際出願の場合には、国際登録番号及び同条第2項による国際登録の日又は事後指定の日）
 - ホ 出願公告番号及び公告年月日
 - ヘ 立体的形状商標、色彩商標、ホログラム商標、動作商標又はその他視覚的に認識し得るものからなる商標の場合には、当該商標であることを示す表示
 - ト 指定商品を追加しようとする登録商標の登録番号又は商標登録出願の番号（指定商品の追加登録出願の場合にのみ該当する。）
 - チ イ目からト目までにおいて規定した事項のほか、商標登録出願又は指定商品の追加登録出願に係る事項

リ 法第6条第2項に該当することを示す旨（同項に該当して公告決定された商標登録出願の場合にのみ該当する。）

ヌ 定款の要約書（団体標章及び地理的表示団体標章の場合にのみ該当する。）

ル 地理的表示団体標章であるという旨（地理的表示団体標章の場合にのみ該当する。）

ヲ 色彩若しくは色彩の組合せのみからなる商標、ホログラム商標、動作商標又はその他視覚的に認識し得るものからなる商標の場合には、当該商標についての説明

ワ 法第24条の3による職権補正に関する事項

二 第1号の事項のほか、法とこの令により掲載すべき事項

三 特許庁長が掲載する必要があると認定する、商標に関する事項

第4条（過怠料の賦課基準）

1 法第98条第1項による過怠料の賦課基準は、別表のとおりとする。

2 特許庁長は、違反の程度、違反の回数、違反行為の動機及びその結果等を考慮して、別表による過怠料の金額を、2分の1の範囲において、減らし又は増やすことができる。ただし、増やす場合には、法第98条第1項による過怠料の金額の上限を超過することができない。

第5条（準用）

1 商標登録に関する出願・請求その他の手続については、「特許法施行令」第18条を準用する。この場合、同令第18条第3項中「審判」とあるのは、「商標登録異議の申立て・審判」と読み替える。

2 特許法施行令第8条の規定は、審査官・審判官・審判長及び特許審判院長についてこれを準用する。

商標法施行規則

第1条（目的）

この規則は、商標法及び同法施行令において委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第1条の2（電子文書で提出できる書類）

商標法（以下“法”という。）第5条で準用する特許法第28条の3第4項の規定により特許庁長又は特許審判院長に電子文書で提出できる書類は、次の各号のものを除く書類とする。

一 電子的記録媒体提出書

二 電子文書添付書類提出書

三 書類（見本、物件、証拠物件）提出書

四 商標登録証訂正交付申請書

五 電子化内容訂正申請書

六 削除

七 削除

第1条の3（電子文書による通知対象書類）

特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官・審査長又は審査官は、法第5条で準用する特許法第28条の4第1項の規定により電子文書利用申告をした者のうち電子文書で通知又は送達を受けようとする者に対しては、法令に特別の規定がある場合を除き、すべての書類を、情報通信網を利用して通知又は送達することができる。

第1条の4（書類使用語等）

1 特許庁又は特許審判院に提出する書類は、第2項に規定したものを除き、韓国語で記載しなければならない。

2 委任状・国籍証明書・優先権主張に関する書類等、外国語で記載した書類を提出するときには、韓国語翻訳文を添付しなければならない。

第1条の5（電子的イメージで作成された添付書類の提出）

1 商標に係る手続をする者であって、電子文書で書類を提出する者は、添付書類を電子的イメージで作成して提出することができる。

2 特許庁長・特許審判院長又は審判長は、第1項により提出された電子的イメージの添付書類が、判読が困難であって内容の確認が必要であると認定される場合には、商標登録出願人、審判請求人、商標登録異議申立人その他商標に係る手続をする者（以下“出願人等”という。）又は代理人に対し、期間を定めて、当該書類を書面で提出するようにすることができる。

第2条（不適法な出願書類等の返戻）

- 1 特許庁長又は特許審判院長は、法第9条、法第25条、法第43条、法第46条の2、法第47条、法第79条又は法第77条で準用する特許法第140条等による商標登録出願、商標登録異議の申立て、商標権の存続期間の更新登録の申請、商品分類書換登録の申請、指定商品の追加登録出願又は審判等について提出された書類・見本その他の物件（以下、この条において“出願書類等”という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、法令に特別な規定がある場合を除き、これを適法な出願書類等とみなさない。
 - 一 出願又は書類の種類が不明確なものである場合
 - 二 存続期間の更新登録の申請又は商標登録に係る請求その他の手続をする者の姓名（法人の場合には、名称）又は出願人コード〔出願人コードがない場合には、姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）〕が記載されていない場合
 - 三 韓国語で記載されていない場合
 - 四 削除
 - 五 商品分類書換登録申請書に、書き換えて登録を受けようとする指定商品を記載していない場合
 - 六 国内に住所又は営業所を有しない者が法第5条で準用する特許法第5条第1項の規定による商標管理人によらずに提出した出願書類等である場合
 - 七 この法又はこの法による命令が定める期間以内に提出されなかった書類である場合
 - 八 この法又はこの法による命令が定める期間中の、延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
 - 九 法第26条の規定による商標登録異議の申立ての理由等の補正期間、法第70条の2若しくは法第70条の3の規定による審判の請求期間又は特許庁長・特許審判院長・審判長若しくは審査官が指定した期間を経過して提出された期間延長申請書である場合
 - 十 商標に係る手続が終了した後、その商標に係る手続と関連して提出された書類である場合
 - 十一 包括委任登録申請書、包括委任登録変更申請書若しくは包括委任登録撤回書（「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録申請書又は包括委任登録撤回書を準用する。）、包括委任援用制限申告書（「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書を準用する。）、別紙第4号書式の出願人コード付与申請書又は職権で出願人コードを付与しなければならない場合であって、当該書類が不明確で受理することができない場合
 - 十二 情報通信網若しくはフロッピーディスク若しくは光ディスク等の電子的記録媒体で提出された商標登録出願書若しくはその他の書類が特許庁で提供するソフトウェア又は特許庁のホームページを利用して作成されず、又は電子文書で提出された書類が電算情報処理組織において処理が不可能な状態で受け付けられた場合
 - 十三 削除
 - 十四 削除
 - 十五 法第64条の2第1項の規定により商標権が消滅する商標に対する商標権の存続期間の更新登録の申請をした場合
 - 十五の二 第36条で準用する特許法施行規則第3条の2第2項の規定により提出の命令を受けた書類を期間内に提出しなかった場合
 - 十五の三 第36条で準用する特許法施行規則第2条の規定に違反して、1件ごとに書類を作成していない場合
 - 十六 第36条で準用する特許法施行規則第8条の規定により提出の命令を受けた書類を正当な疎明なく疎明期間内に提出しなかった場合
 - 十七 当該商標に係る手続をする権利がない者がその手続と関連して提出した書類である場合
- 2 特許庁長又は特許審判院長は、第1項の規定により不適法なものとみなす出願書類等を返戻しようとする場合には、出願書類等を提出した出願人等に対して出願書類等を返戻しようとする旨、返戻の理由及び疎明期間を記載した通知書を送付しなければならない。ただし、第1項第16号に該当する場合には、返戻の理由を明示して出願書類等を直ちに返戻しなければならない。
- 3 第2項本文の規定による通知書の送付を受けた出願人等が疎明しようとする場合には、疎明期間内に、別紙第1号書式の疎明書を提出しなければならない。疎明期間が終了する前に出願書類等の返戻を受けようとする場合には、書類返戻要請書（「特許法施行規則」別紙第8号書式の書類返戻要請書を準用する。以下同じ。）を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。
- 4 第3項後段の規定により返戻要請書の提出を受けた特許庁長又は特許審判院長は、直ちに書類等を返戻しなければならない。
- 5 特許庁長又は特許審判院長は、出願人等が疎明期間内に疎明書又は返戻要請書を提出せず、又は提出した疎明の内容が理由なしと認定するときには、出願書類等を直ちに返戻しなければならない。

第2条の2

削除

第3条（協議結果の申告）

29条

- 1 法第8条第4項により、当該出願人の協議により一の商標登録出願を定めて申告をする者は、競合者全員が記名した後に署名又は捺印した権利関係変更申告書（「特許法施行規則」別紙第20号書式の権利関係変更申告書を準用する。以下同じ。）に、次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 協議の事実を証明できる書類 1通
 - 二 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 2 第1項の規定による申告書を提出するときには、競合した出願について協議の結果による手続を同時に取らなければならない。
- 3 特許庁長は、法第8条第2項後段の規定により抽選をするときには、審査官三名以上を参加させなければならない。かつ、抽選の結果は、各競合者に対し、書面で通知しなければならない。
- 4 第1項から第3項までの規定は、法第12条第1項の規定により同一の商標登録出願に対する出願人の変更の申告が同日に二以上競合する場合にこれを準用する。

第4条（出願書等）

- 1 法第9条第1項により商標登録出願をしようとする者は、別紙第2号書式の商標登録出願書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 商標見本 1通
 - 二 商標についての説明書 1通（色彩又は色彩の組合せのみからなる商標、ホログラム商標、動作商標及びその他視覚的に認識し得るものからなる商標の登録出願に限る。）
 - 三 定款及び団体標章の使用に関する事項を記載した定款の要約書 各1通（団体標章及び地理的表示団体標章の登録出願に限る。）
 - 四 業務の経営事実を立証する書面 1通（業務標章の登録出願に限る。）
 - 五 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 2 第1項第3号の規定による定款の要約書は、別紙第3号書式による。
- 3 出願人は、第1項各号の書類のほか、次の各号の書類又は物件を特許庁長に提出することができる。 32条
 - 一 色彩商標（色彩又は色彩の組合せのみからなる商標を除く。）又は立体商標についての説明書
 - 二 指定商品についての説明書
 - 三 登録しようとする商標を韓国語に翻訳し又は音訳した説明書
 - 四 見本の特徴を示す映像を収録したビデオテープ又はCD-ROM・光ディスク等、電子的記録媒体（ホログラム商標、動作商標及びその他視覚的に認識し得るものからなる商標に限る。）
- 4 出願人は、商標登録をしようとする商標が法第6条第2項の規定に該当する場合には、第1項各号の書類のほか、次の各号の事項並びにその事項を証明する書類及び証拠物各1通を特許庁長に提出することができる。 14条
 - 一 使用した商標
 - 二 使用期間
 - 三 使用地域
 - 四 指定商品の生産・加工・証明又は販売量等
 - 五 使用方法及び回数
 - 六 第1号から第5号までのほか、使用の事実を証明する事項
- 5 出願人は、商標登録をしようとする商標が法第8条第5項の規定に該当する場合には、第1項各号の書類のほか、次の各号の事項を記載した書面及びその事項を証明する書類各1通を特許庁長に提出することができる。
 - 一 存続期間満了による商標権の消滅・放棄又は取消しの審決が確定した登録商標の商標登録番号
 - 二 存続期間満了による商標権の消滅・放棄又は取消しの審決が確定した登録商標の商標及び指定商品
 - 三 存続期間満了による商標権の消滅・放棄又は審決確定の日付
 - 四 出願人が法第73条第1項第3号の事由により取消しの審判を請求した事実を証明する事項
- 6 地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、第1項各号の書類のほか、次の各号の事項を記載した書類及びその事項を証明する書類を添付しなければならない。 49条
 - 一 商品の特定品質・名声又はその他の特性 50条の6
 - 二 地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的連関性 50条の7
 - 三 地理的表示の対象地域及びその範囲の適正性 50条の8
 - 四 地理的表示団体標章の出願人である法人が、その地理的表示を使用できる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者のみにより構成されている事実 50条の3
 - 五 地理的表示団体標章の登録出願のために、関連する地方自治団体と協議を経た事実（外国の地 50条の10

理的表示に対して地理的表示団体標章登録出願をする場合を除く。)

- 六 原産地国家において地理的表示として保護を受けている事実（外国の地理的表示に対して地理的表示団体標章登録出願をする場合に限る。） 50条の9
- 七 出願人は、地理的表示団体標章登録出願と関連して、第1項各号及び第6項各号の書類のほか、次の各号の事項を記載した書類及びその事項を証明する書類を特許庁長に提出することができる 50条の11
- 一 地理的表示該当商品の生産・製造・加工及び流通現況（当該地域全体、出願人、所属団体員別現況その他同種商品の主要生産地域等に区分する。）等
 - 二 出願人が当該地域において地理的表示該当商品を生産・製造又は加工する者を代表し得る資格又は能力を有している事実

第5条（商標見本の規格等）

- 1 第4条第1項第1号による商標を表示する見本は、強靱な紙質であって、横と縦がそれぞれ8センチメートル以内でなければならない。商標の表示にあつては、容易に変色又は退色しない材料を使用して表示しなければならない。
- 2 第1項の規定による商標を表示する見本は、原版を電子複写し、又はゴム板・銅板若しくは亜鉛板等を使用して捺印又は印刷したものであって、鮮明でなければならない。

第5条の2（商標見本の作成等）

32条

- 1 第4条第1項第1号による商標見本のうち色彩商標の見本は、その商標を表示する色彩で彩色した図面又は写真により作成しなければならない。また、立体的形状商標、ホログラム商標、動作商標及びその他視覚的に認識し得るものからなる商標の見本は、当該商標の特徴を十分に示す計五枚以内の図面又は写真により作成しなければならない。
- 2 第1項による商標見本のうち立体的形状商標、ホログラム商標及びその他視覚的に認識し得るものからなる商標の見本は、当該商標の一面又は複数の側面により構成することができ、また、動作商標の見本は、当該商標の特定の瞬間の停止画像又は複数の停止画像の図面又は写真により構成することができる。
- 3 特許庁長は、第1項及び第2項による商標見本により表示される商標が明確でないと判断される場合には、相当な期間を定めて、当該商標に対する説明書の提出を要求することができ、また、ホログラム商標、動作商標及びその他視覚的に認識し得るものからなる商標の場合には、第4条第3項第4号によるビデオテープ又は電子的記録媒体の提出を要求することができる。
- 4 第5条の規定は、第1項から第3項までの規定による立体商標の見本についてこれを準用する。

第5条の3（手続の補完の命令等）

- 1 特許庁長は、法第9条の2第2項の規定により商標登録出願に対する補完を命令しようとする場合には、次の各号の事項を記載した手続補完命令書を商標登録出願人に通知しなければならない。
 - 一 商標登録出願番号
 - 二 商品類区分
 - 三 商標登録出願人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 四 商標登録出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人の特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 五 補完すべき事項
- 2 法第9条の2第2項の規定により商標登録出願に対する補完の命令を受けた者が、補完期間が終了する前に商標登録出願書の返戻を受けようとする場合には、書類返戻要請書を特許庁長に提出しなければならない。
- 3 法第9条の2第3項の規定により商標登録出願に対して補完しようとする者は、別紙第4号の補完書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 商標見本（商標見本を補完する場合に限る。） 1通
 - 二 韓国語で作成した出願書（出願書を韓国語で記載しなかった場合に限る。）
 - 三 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 4 第1項から第3項までの規定は、指定商品の追加登録出願についてこれを準用する。

第6条（商品類区分等）

53条

- 1 法第10条第1項による商品類区分は、別表1のとおりとする。この場合、別表1の各商品類に属する具体的な商品は、特許庁長が定めて公布する。
- 2 サービス業類区分は、別表2のとおりとする。この場合、別表2の各サービス業類に属する具体的なサービス業は、特許庁長が定めて公布する。
- 3 法第10条第1項後段により一の出願書に商品及びサービス業を同時に指定しようとする者は、別紙第2号書式の商標登録出願書に当該商品及びサービス業をすべて記載して特許庁長に提出しなけれ

ばならない。

第6条の2（出願の分割移転）

法第12条第1項の規定による出願人の変更の申告は、その申告書に、「商標法条約」第11条(1)(b)に規定された書類であって、次の各号の一に該当する書類を添付した場合には、譲渡人又は譲受人のみでこれを行うことができる。

- 一 「商標法条約規則」で定めている国際標準書式（韓国語に翻訳されたものに限る。）により作成された譲渡証明書又は譲渡文書
- 二 出願人の変更を証明する契約書の写し又は抜粋（公証人又は公共機関により認証されたものに限る。）

第7条（出願の分割移転）

1 法第12条第2項により商標登録出願を分割して移転を受ける者は、別紙第2号書式の商標登録出願書に第4条第1項各号（第1号及び第3号を除く。）の書類及び次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

- 一 分割移転による出願人変更申告書 1通
- 二 分割移転の原因を証明する書類 1通
- 三 削除

2 法第12条第2項の規定により商標登録出願を分割して移転する者は、原商標登録出願を補正しなければならない。

第8条（業務標章登録出願等の出願人変更申告書の添付書類）

1 法第12条第7項ただし書の規定により業務標章登録出願の譲渡を受けようとする者は、権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

- 一 当該業務標章登録出願をその業務とともに譲渡することを証明する書類 1通
- 二 削除
- 三 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

2 法第12条第8項ただし書の規定により商標登録出願の譲渡を受けようとする者は、権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

- 一 当該商標登録出願を法第7条第1項第3号本文の標章と関連した業務とともに譲渡することを証明する書類 1通
- 二 削除
- 三 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第9条（団体標章登録出願等の移転許可申請書）

商標法施行令（以下“令”という。）第2条の規定により団体標章登録出願の移転許可の申請又は団体標章権の移転許可の申請をしようとする者は、別紙第5号書式の移転許可申請書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

- 一 削除
- 二 法人の合併を証明する書類 1通
- 三 合併後に存続する法人の定款 1通
- 三の二 合併後に存続する法人が、法第3条の2の規定により団体標章の登録を受けることができる者に該当し、団体標章の使用に関する定款の内容が、合併前後にわたって実質的同一性を維持していることを説明し又は確認する書類 1通
- 四 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第10条（書類等の補正又は修正定款の提出）

49条

1 法第13条から法第15条までの規定により補正（『標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書』（以下“議定書”という。）第2条(2)の規定による国際出願（以下“国際出願”という。）についての補正を除く。）し、又は法第17条の2の規定により修正定款を提出しようとする者は、別紙第4号書式の補正書に次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。ただし、法第13条第3号に該当して手数料を補正しようとする者は、補正書を提出しない。

- 一 補正の内容を証明する書類 1通（補正書を提出する場合に限る。）
- 二 修正定款及びその定款の要約書 各1通（修正定款提出書を提出する場合に限る。）
- 三 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

2 第1項第2号の規定による定款の要約書は、別紙第3号書式による。

第10条の2（補正の却下の決定）

①法第17条第1項又は同条第4項の規定による補正の却下の決定は、次の各号の事項を記載した書面

をもってしなければならない。

- 一 商標登録出願番号〔法第86条の14第3項の規定による国際商標登録出願（以下“国際商標登録出願”という。）の場合には、国際登録番号〕
 - 二 商品類区分
 - 三 商標登録出願人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 四 商標登録出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人の特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 五 却下の決定の本文及び理由
 - 六 却下の決定の年月日
- 2 法第49条第2項で準用する法第17条第1項又は同条第4項の規定による補正の却下の決定は、次の各号の事項を記載した書面をもってしなければならない。
- 一 商品分類書換登録申請番号
 - 二 商品分類区分
 - 三 商品分類書換登録申請人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 四 商品分類書換登録申請人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人の特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）

第11条（分割出願）

38条

- 1 法第18条第1項により分割出願をしようとする者は、別紙第2号書式の商標登録出願書に第4条第1項各号（第1号を除く。）の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
- 2 法第18条第1項の規定により分割出願をする者は、第1項の規定による分割出願とともに、原商標登録出願を補正しなければならない。
- 3 第4条第2項から第7項までの規定は、分割出願にこれを準用する。

第12条（変更出願）

39条

- 1 法第19条により商標登録出願、サービス標登録出願、団体標章登録出願（地理的表示団体標章登録出願を除く。）相互間で他の出願に変更し、又は指定商品の追加登録出願を商標登録出願に変更しようとする者は、別紙第2号書式の商標登録出願書に第4条第1項各号（第1号を除く。）の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項から第7項までの規定は、変更出願にこれを準用する。

第13条

削除

第13条の2（商標登録出願に対する情報の提供）

- 1 法第22条第3項の規定により情報を提供しようとする者は、情報提出書（「特許法施行規則」別紙第23号書式の情報提出書を準用する。）を特許庁長に提出しなければならない。
- 2 代理人の場合、第1項の規定による書式に、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第13条の3（専門調査機関の指定の取消し等）

- 1 法第22条の3第3項による専門調査機関の指定の取消し及び業務の停止の基準は、別標3のとおりとする。
- 2 特許庁長は、専門調査機関の指定を取り消した場合には、その事実を告示しなければならない。

第14条（意見書）

法第23条第2項、法第46条の4第2項又は法第48条第2項（法第81条第1項においてそれぞれ準用する場合を含む。）により意見を提出しようとする者は、別紙第1号書式の意見書に次の各号の書類を添付して、特許庁長・特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

- 一 意見の内容を証明する書類 1通
- 二 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第14条の2（商標登録出願の公告の日）

商標登録出願の公告の日は、当該商標登録出願が公告された旨を掲載した商標登録公告用商標公報が発行された日とする。

第14条の3（商標登録異議の申立て等）

- 1 法第25条第2項の規定により商標登録異議の申立てをしようとする者は、別紙第6号書式の異議申立書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 削除
 - 二 商標登録異議の申立事項を証明する書類 1通

- 三 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 2 法第26条の規定により商標登録異議の申立てに関する補正をしようとする者は、別紙第4号書式の補正書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 補正の内容を証明する書類 1通
 - 二 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 3 法第27条第1項の規定により商標登録異議の申立てに対する答弁書を提出しようとする者は、別紙第1号書式の答弁書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 削除
 - 二 答弁事項を証明する書類 1通
 - 三 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 4 第3項の規定による異議の申立てに対する答弁に対して意見を提出しようとする者及びその意見に対する再答弁をしようとする者は、別紙第1号書式の意見書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 意見の内容（再答弁の内容）を証明する書類 1通
 - 二 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第14条の4（商標登録異議決定書）

法第27条第2項の規定により商標登録異議の申立てに対する決定をするときには、次の各号の事項を記載した書面をもってしなければならない。

- 一 商標登録出願番号及び商標登録出願公告番号（国際商標登録出願の場合には、国際登録番号及び国際商標登録出願公告番号）
- 二 商品類区分
- 三 商標登録出願人及び商標登録異議申立人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
- 四 商標登録出願人及び商標登録異議申立人の代理人がある場合には、それぞれその代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）
- 五 決定の主文及び理由
- 六 異議決定の年月日

第14条の5（拒絶理由通知書等）

- 1 審査官は、次の各号の一に該当する事項についての決定又は通知をしようとするときには、これを特許庁長に報告し、その決定書又は通知書を作成してこれに記名捺印しなければならない。
 - 一 法第17条第1項又は同条第4項の規定による補正の却下の決定
 - 二 法第23条第2項、第46条の4第2項又は第48条第2項（法第81条第1項でそれぞれ準用する場合を含む。）による拒絶理由の通知
 - 三 法第24条第1項の規定による出願公告の決定
 - 四 法第27条第2項の規定による商標登録異議の申立てに対する決定
- 2 審査官は、商標登録出願について商標登録可否の決定をしようとするときには、特許庁長にこれを報告し、次の各号の事項を記載した商標登録拒絶決定書又は商標登録決定書を作成して記名捺印しなければならない。
 - 一 商標登録出願番号及び商標登録出願公告番号（国際商標登録出願の場合には、国際登録番号及び国際商標登録出願公告番号をいい、また、商標登録出願公告番号及び国際商標登録出願公告番号は、当該出願公告があった場合に限る。）
 - 二 商品類区分
 - 三 商標登録出願人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）
 - 四 商標登録出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 五 出願公告の年月日（出願公告があった場合に限る。）又は拒絶理由通知の年月日
 - 六 決定の主文及び理由
 - 七 決定の年月日
- 3 審査官は、商品分類書換登録申請に対する登録可否の決定をしようとするときには、特許庁長にこれを報告し、次の各号の事項を記載した拒絶決定書又は登録決定書を作成してこれに記名捺印しなければならない。
 - 一 商品分類書換登録申請番号
 - 二 商品分類区分
 - 三 商品分類書換登録申請人の姓名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）

- 四 商品分類書換登録申請人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合には、その名所、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名）
 - 五 拒絶理由通知の日（拒絶決定書を作成する場合に限る。）
 - 六 決定の主文及び理由
 - 七 決定の年月日
- 4 指定商品の追加登録出願については、第2項を準用する。

第14条の6（一部指定商品の放棄）

法第34条の2第1項の規定により指定商品の一部を放棄しようとする者は、納付書（「特許登録令施行規則」別紙第16号書式の納付書を準用する。）にその旨を記載しなければならないが、放棄書（「特許法施行規則」別紙第12号書式の放棄書を準用する。）を、当該登録料納付書の提出時、特許庁長に提出しなければならない。

第14条の7（登録料の追加納付又は補填による商標登録出願等の回復）

法第36条の3の規定により登録料を追加納付し又は補填しようとする者は、「特許登録令施行規則」別紙第16号書式の納付書にその旨を記載し、次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

- 一 出願人の責めに帰することのできない事由により納付期間内に登録料を納付せず、又は補填すべき期間内に補填しなかったことを証明する書類 1通
- 二 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第15条（商標登録証等の交付）

- 1 特許庁長は、法第40条第1項により商標権等の設定の登録をしたときには、その商標権者等に対し、設定の登録の内容により、次の各号のいずれかに該当する登録証を交付しなければならない。
 - 一 別紙第7号書式の商標登録証
 - 二 別紙第8号書式のサービス標登録証
 - 三 別紙第9号書式の商標・サービス標登録証
 - 四 別紙第10号書式の団体標章登録証
 - 五 別紙第11号書式の地理的表示団体標章登録証
 - 六 別紙第12号書式の業務標章登録証
- 2 特許庁長は、法第54条による譲渡等の事由により商標権等を承継した者の申請があったときには、第1項各号のいずれかに該当する登録証を交付することができる。
- 3 特許庁長は、法第42条第2項の規定による商標権の存続期間の更新登録をするとき、法第47条第1項の規定による指定商品の追加登録をするとき又は法第40条第2項の規定による商標登録証を訂正して交付しようとするときには、別紙第13号書式の登録事項欄にその事項を記載捺印し、当該商標登録証に編綴して交付しなければならない。

第15条の2（携帯用商標登録証等の交付）

- 1 特許庁長は、商標権者、サービス標権者、商標・サービス標権者、団体標章権者又は業務標章権者（以下“商標権者等”という。）の申請があったときには、次の各号のいずれかに該当する登録証（以下“携帯用登録証”という。）を交付することができる。
 - 一 別紙第14号書式の携帯用商標登録証
 - 二 別紙第15号書式の携帯用サービス標登録証
 - 三 別紙第16号書式の携帯用商標・サービス標登録証
 - 四 別紙第17号書式の携帯用団体標章登録証
 - 五 別紙第18号書式の携帯用地理的表示団体標章登録証
 - 六 別紙第19号書式の携帯用業務標章登録証
- 2 特許庁長は、携帯用登録証が商標登録原簿その他の書類と符合しないときには、商標権者等の申請により又は職権で携帯用登録証を回収して訂正交付し、又は新たな携帯用登録証を交付しなければならない。この場合、携帯用登録証を訂正交付しようとするときには、携帯用登録証の登録事項欄にその訂正事項を記載・捺印して交付しなければならない。

第15条の3（商標登録証等の再交付）

特許庁長は、商標権者等が第15条第1項各号の登録証又は携帯用登録証の紛失及び毀損により再交付を申請したときには、これを再交付しなければならない。

第16条（商標権の存続期間更新登録申請書等）

法第43条第1項により商標権の存続期間の更新登録の申請をしようとする者は、「特許登録令施行規則」別紙第16号書式の納付書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続を

するときには、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

第17条

削除

第17条の2（商品分類書換登録申請書等）

- 1 法第46条の2第2項の規定により商品分類書換登録を申請しようとする者は、別紙第20号書式の商品分類書換登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。
- 2 特許庁長は、第1項の規定による商品分類書換登録申請書を受理したときには、商品分類書換登録申請書に対する固有番号（以下“商品分類書換登録申請番号”という。）を付与し、当該申請番号と商品分類書換登録申請をした日付（以下“商品分類書換登録申請日付”という。）を記載した商品分類書換登録申請番号通知書を商品分類書換登録申請人に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による商品分類書換登録の申請を取り下げようとする者は、取下書（「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下書を準用する。）を特許庁長に提出しなければならない。
- 4 代理人により商品分類書換登録の申請及びその取下げに関する手続をする場合には、第1項及び第3項の規定による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第17条の3

削除

第18条（指定商品の追加登録出願書等）

- 1 法第47条第2項の規定により指定商品の追加登録出願をしようとする者は、別紙第2号書式の商標登録出願書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 削除
 - 二 削除
 - 三 業務の経営事実を立証する書類（指定業務追加登録出願時に限る。） 1通
 - 四 定款及び団体標章の使用に関する定款の要約書 各1通（団体標章登録出願、地理的表示団体標章登録出願又はその団体標章権に対する指定商品の追加登録出願を行う場合に限る。）
 - 五 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 2 削除
- 3 法第4条第2項から第7項までの規定は、指定商品の追加登録出願についてこれを準用する。

第19条

削除

第20条（審判請求書）

- 1 法第70条の2の規定による拒絶決定に対する審判の請求をしようとする者及び法第70条の3の規定による補正の却下の決定に対する審判の請求をしようとする者は、審判請求書（「特許法施行規則」別紙第31号書式の審判請求書を準用する。以下同じ。）を特許審判院長に提出しなければならない。
- 2 法第71条、法第72条、法第72条の2及び法第73条から法第75条までの規定による審判の請求をしようとする者は、審判請求書を添付して特許審判院長に提出しなければならない。

第21条

削除

第22条（再審の請求）

法第83条の規定により再審の請求をしようとする者は、審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

第23条（国際出願に係る代理人の選任等）

- 1 国際出願に係る手続をする者が代理人の選任を申告し、又は代理人が復代理人の選任を申告しようとする場合には、別紙第21号書式の代理人に関する申告書に申告の内容を証明する書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
- 2 国際出願に係る手続をする者が代理人の解任を申告し、又は代理人が復代理人の解任を申告しようとする場合には、別紙第21号書式の代理人に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。
- 3 国際出願に係る手続をする者の代理人又は復代理人が辞任を申告しようとする場合には、別紙第21号書式の代理人に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。

第23条の2（国際出願に係る代表者の選任等）

- 1 国際出願に係る手続をする者が代表者の選任を申告しようとする場合には、別紙第21号書式の代

- 表者に関する申告書に申告の内容を証明する書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
- 2 国際出願に係る手続をする者が代表者の解任を申告しようとする場合には、別紙第21号書式の代表者に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。
 - 3 国際出願に係る手続をする者の代表者が辞任を申告しようとする場合には、別紙第21号書式の代表者に関する申告書を特許庁長に提出しなければならない。

第23条の3

削除

第24条（共同出願人の出願人適格）

法第86条の3第2項において“知識経済部令が定める要件”とは、次の各号の要件をいう。

- 一 共同で国際出願をしようとする者は、それぞれ法第86条の3第1項各号の一に該当すること
- 二 法第86条の4第2項第4号の規定による基礎出願を共同で行い、又は同号の規定による基礎登録に関する商標権を共有していること

第25条（国際出願の言語）

法第86条の4第1項において“知識経済部令が定める言語”とは、英語をいう。

第26条（国際出願書の提出）

- 1 法第86条の4第1項による国際出願は、別紙第23号書式の国際出願書による。
- 2 法第86条の4第1項において“国際出願に必要な書類”とは、別紙第24号書式の国際出願書等提出書をいう。

第27条（事後指定の申請）

法第86条の6第1項の規定による事後指定の申請は、別紙第25号書式の事後指定申請書による。

第28条（国際登録存続期間の更新の申請）

法第86条の7第2項の規定による国際登録の存続期間の更新の申請は、別紙第26号書式の国際登録存続期間更新申請書による。

第29条（国際登録の名義変更登録の申請）

法第86条の8第2項の規定による国際登録の名義変更登録の申請は、別紙第27号書式の国際登録名義変更登録申請書による。

第30条（国際出願書等の代替書類の提出）

- 1 特許庁長は、次の各号の一に該当する書類が法・令及びこの規則で定めるところに従って作成されなかった場合には、期間を定めて、出願人又は提出人に代替書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の欠缺を治癒できない場合には、その書類を、出願人又は提出人に対し、理由を明示して返戻しなければならない。
 - 一 国際出願書
 - 二 事後指定申請書
 - 三 国際登録存続期間更新申請書
 - 四 国際登録名義変更登録申請書
- 2 第1項の規定により代替書類の提出を命じられた者は、指定期間内に、別紙第24号書式の国際出願書等提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 英語で作成された代替書類 1通
 - 二 代理人により国際出願に係る手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第30条の2（国際事務局の瑕疵通知に対する補正）

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に対する議定書共通規則（以下“共通規則”という。）第11条から第13条までの規定により議定書第2条(1)の規定による国際事務局（以下“国際事務局”という。）が通知した瑕疵に対して意見を提出し又は補正をしようとする者は、別紙第24号書式の国際出願書等提出書に英語で作成された意見書を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

第30条の3（国際出願の補正）

法第13条の規定により国際出願について補正をしようとする者は、別紙第24号書式の国際出願書等提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院に提出しなければならない。ただし、法第13条第3号に該当して手数料を補正しようとする者は、補正書を提出しない。

- 一 補正の内容を証明する書類 1通
- 二 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通

第30条の4（国際出願等の取下げ）

- 1 国際出願の出願人は、第29条の2の規定により提出した出願書又は申請書が国際事務局に通知される前までに、国際出願、事後指定申請、国際登録存続期間更新申請又は国際登録名義変更登録の申請を取り下げることができる。
- 2 第1項の規定により取下げをしようとする者は、別紙第28号書式の国際出願等取下書を特許庁長に提出しなければならない。
- 3 代理人により第1項の手続をする場合には、第2項の規定による取下書に、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第31条（団体標章に関する定款の提出期間）

法第86条の16第3項において“知識経済部令が定める期間以内”とは、法第86条の14第2項本文による国際登録の日（大韓民国を事後指定した場合には、同項ただし書による事後指定の日）又は法第13条による補正通知書を受け取った日から3ヶ月以内をいう。

第32条（国際商標登録出願の補正又は定款等の提出）

- 1 法第13条から法第15条まで及び法第86条の19の規定により国際商標登録出願について補正をし、又は法第86条の16第3項の規定により定款等を提出し、又は法第17条の2の規定により修正定款を提出しようとする者は、別紙第29号書式の国際商標登録出願に関する補正書又は提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。ただし、法第13条第3号に該当して手数料を補正しようとする者は、補正書を提出しない。
 - 一 補正の内容を証明する書類 1通（国際商標登録出願補正書を提出する場合に限る。）
 - 二 定款及び団体標章の使用に関する事項を記載した定款の要約書 各1通（団体標章及び地理的表示団体標章登録出願について定款等の提出書を提出する場合に限る。）
 - 三 地理的表示団体標章の登録を受けようとする旨を記載した書類及び地理的表示の定義に合致することを立証する書類 1通（地理的表示団体標章登録出願について定款等提出書を提出する場合に限る。）
 - 四 修正定款及びその定款の要約書 各1通（修正定款提出書を提出する場合に限る。）
 - 五 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 2 第1項第2号の規定による定款の要約書は、別紙第3号書式による。

第33条（出願時の特例に関する書類提出期間）

法第86条の23第1項において“知識経済部令が定める期間以内”とは、法第86条の14第2項本文の規定による国際登録の日（大韓民国を事後指定した場合には、同項ただし書の規定による事後指定の日）から3ヶ月以内をいう。

第34条（出願公告決定期間等）

- 1 法第86条の25において“知識経済部令が定める期間以内”とは、国際事務局が議定書第3条の3による領域の拡張（以下“領域拡張”という。）の通知をした日〔国際事務局が領域拡張の通知をした後に共通規則第28条(2)により国際登録簿登録事項に対する更正の通知をした場合、その事項に関しては、当該更正の通知をした日〕から14ヶ月以内をいう。
- 2 法第86条の27第1項において“知識経済部令が定める期間以内”とは、国際事務局が領域拡張の通知をした日（国際事務局が領域拡張の通知をした後に、共通規則第28条(2)の規定により国際登録簿登録事項に対する更正の通知をした場合、その事項に関しては、当該更正の通知をした日）から18ヶ月以内をいう。

第35条（再出願書類の提出等）

39条の3

- 1 法第86条の41各号のいずれかに該当する商標登録出願（以下“再出願”という。）をしようとする者は、別紙第2号書式の商標登録出願書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 一 商標見本 1通
 - 二 定款及び団体標章の使用に関する事項を記載した定款の要約書 各1通（団体標章及び地理的表示団体標章の登録出願時に限る。）
 - 三 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1通
- 2 法第4条第2項から第7項までの規定は、再出願出願書による商標登録出願についてこれを準用する。

第36条（準用規定）

商標登録に関する出願・請求その他の手続については、「特許法施行規則」第1条の2、第2条、第3条、第5条、第5条の2から第5条の4まで、第6条から第9条まで、第9条の3から第9条の7まで、第8条の9、第10条、第12条、第13条の3、第14条から第19条まで、第20条の2、第24条、第26条、第27

条、第34条、第36条、第37条の2、第39条、第51条、第58条、第60条から第69条まで、第73条及び第120条の2から第120条の6までの規定を準用し、商標登録異議の申立てに対する審査については、「特許法施行規則」第58条、第63条、第68条及び第69条の規定を準用する。この場合、同規則第1条の2第2号ロ目中“特許出願人・審判請求人”とあるのは“異議申立人・審判請求人”と、同規則第5条第2項ただし書中“特許出願”とあるのは“商標登録出願、指定商品の追加登録出願、商品分類書換登録申請”、“国際特許出願の国内書面提出”とあるのは“国際商標登録出願に対する最初の意見書、補正書又は指定期間延長申請書提出”、“審判の請求・再審の請求”とあるのは“商標登録異議の申立て（指定商品の追加登録に対する異議の申立てを含む。以下同じ。）・審判の請求・再審の請求”、“特許出願書”とあるのは“商標登録出願書・指定商品の追加登録出願書・商品分類書換登録申請書”、“法第203条による書面”とあるのは“国際商標登録出願に対する意見書、補正書又は指定期間延長申請書”及び“審判請求書”とあるのは“商標登録異議申立書・審判請求書”と、同規則第9条第1項第1号中“出願人”とあるのは“出願人又は商品分類書換登録申請人”及び同項第9号中“審判請求人・審判被請求人及び審判参加人”とあるのは“異議申立人・非申立人・審判請求人”と、同規則第9条の4第3項中“電子文書”とあるのは“電子文書（国際出願に関する電子文書を除く。）”と、同規則第11条第1項第9号中“法第132条の3による審判の請求期間”とあるのは“法第70条の2による拒絶決定に対する審判及び法第70条の3による補正の却下の決定に対する審判の請求期間”と、同規則第12条第3項中“特許に関する審判”とあるのは“商品分類書換登録申請・商標登録異議の申立て・審判”、“審判番号”とあるのは“商品分類書換登録申請番号・商標登録異議申立番号・審判番号”と、同規則第51条第1項第1号中“第50条第2項又は第4項”とあるのは“第15条第2項”、同項第2号中“第50条の2第1項又は第4項”とあるのは“第15条の2第1項”、同項第3号中“第50条の3”とあるのは“第15条の3”と、並びに、同規則第73条第2項中“法第132条の3の規定による特許拒絶決定に対する審判”とあるのは“法第70条の2による拒絶決定に対する審判及び法第70条の3による補正の却下の決定に対する審判”と読み替える。